

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	43 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	69 件
国民年金関係	37 件
厚生年金関係	32 件

神奈川国民年金 事案 4394

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私は、大学生であった20歳のころ、国民年金に加入し国民年金保険料を納付しなければならないことを知ったので、自分で加入手続を行った。大学の掲示板にも、国民年金について大きく掲示されていたことを記憶している。保険料については、自分のアルバイト代から捻出^{ねん}しており、郵便局で納付していたが、納付に行けないときは、母親に頼んで納付してもらっていた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

大学生であった20歳のころ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、自らのアルバイト代から郵便局で納付し、納付に行けないときは、母親に頼んで納付してもらっていたとする申立人の主張については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳であった平成5年1月に払い出されており、4年*月から5年3月までの保険料が現年度納付されていることに加え、申立人の母親も「当時、息子（申立人）から頼まれて、保険料の納付に行っていた。」と証言していることから、特段不合理な点は見当たらない。

また、申立期間は1回、かつ1か月と短期間である上、申立期間前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていること、申立人は、20歳到達時の平成4年*月にさかのぼって保険料の納付を開始していること、及び申立期間を除いて保険料の未納が無いことから、保険料の納付意欲が高いものと認められ、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年6月までの国民年金保険料については、国民年金第3号被保険者期間であったが重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年6月まで

私は、平成14年1月末に勤めていた会社を退職し、国民年金に加入した。国民年金保険料については、納付の免除を申請し、同年2月及び同年3月の保険料納付の免除が認められた。

申立期間の国民年金保険料は、平成14年8月ごろに一括で納付したと思う。

社会保険庁（当時）から、ねんきん特別便が届き、平成14年3月から同年6月まで未納とされていたが、同年3月については、未納から免除に記録が訂正された。

現在では、申立期間は第3号被保険者期間とされているが、申立期間の国民年金保険料は納付しているので、納付を認めて還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年1月末に勤めていた会社を退職し、国民年金に加入したが、国民年金保険料については、納付の免除を申請し、同年2月及び同年3月の保険料納付の免除が認められたとしているところ、申立期間直前の同年3月の記録が、21年1月に未納から申請免除に訂正されていることが、オンライン記録により確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

また、申立人が国民年金保険料の申請免除の手続を行ったのは、平成14年3月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年同月以前であると推認される上、申立期間は、22年5月に、未納から第3号特例納付に訂正されていることが、オ

ンライン記録により確認できることから、申立期間当時、申立人は、申立期間の保険料の納付書を有していたものと推認される。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、国民年金第3号被保険者期間で納付を要しなかった申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年3月まで

私は、平成10年4月から、就職することとなった会社に年金手帳を提出するよう言われたため、私の母親が、同年3月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、区役所の職員に国民年金保険料の未納分は2年しかさかのぼって納付することができないと聞き、その後送られてきた納付書で、さかのぼれる期間すべての保険料をまとめて納付してくれたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成10年3月ごろ、国民年金の加入手続を行い、その後、送られてきた納付書により、さかのぼれる期間すべての国民年金保険料をまとめて納付してくれたと主張しているが、その母親が納付したとする保険料額は、申立期間当時、実際に納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとするその母親は、区役所の職員に、納付書を発行してもらうように依頼し、納付書が届いてからすぐに、自宅近くの銀行の支店で預金を下ろし、その場で納付書により納付したと述べているなど、保険料の納付時期、場所、方法及び納付金額等に関する説明が具体的で、信憑性^{びよう}が高いことに加え、申立人の妹及び申立人の母親の元同僚は、申立人が会社に入社したころ、その母親が申立人の保険料を納付したことについて話をしたとし、その内容を含め、具体的な証言をしている。

さらに、申立人に係る国民年金保険料の納付書は、その母親の居住地に送付されていたと認められ、現に申立期間前の平成8年3月の保険料をその納付書により納付していること、及び申立人の保険料を納付したとする時期において、申立人の両親は、共に収入があり、申立期間の保険料を納付できるだけの資力は十分あったものと考えられることから、その母親が保険料を納付していたとしても、特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年10月まで

私は、平成5年1月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を含めて10万円前後の金額をまとめて納付した記憶がある。申立期間については、確かに加入手続を行い、保険料を納付したはずである。加入手続時の年金手帳には、第1号被保険者の資格取得日が「平成5年1月16日」と記載されているのに、その後に手続を行った年金手帳には「平成5年11月16日」と記載されている。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していた市で、国民年金第1号被保険者への加入手続を行い、その際交付を受けたとみられる年金手帳には、同市のゴム印が押され、被保険者資格の取得日が「平成5年1月16日」と記載されており、その日付は、申立人が会社を退職したことに伴う厚生年金保険被保険者資格の喪失日である「平成5年1月16日」と一致していることが確認できることから、第1号被保険者の資格取得日について、同日付けとされるべきであるが、その後に転居した市で手続を行ったとみられる年金手帳及びオンライン記録では「平成5年11月16日」とされており、申立人の主張のとおり、相違していることが認められる。

また、上記について、申立人の国民年金第1号被保険者の資格取得日を「平成5年11月16日」とする理由も見当たらないことから、申立期間について行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性が高いと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の加入状況等から、申立人は平成6年4月から同年6月までの間に加入手続を行っていることが推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料を納付することが可能である上、申立人が申立期間の保険料を含めて納付したとする10万円前後の金額は、申立期間を含む5年1月から同年11月までの期間の保険料額におおむね一致しており、申立人は申立期間について保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、国民年金の加入期間においては、国民年金保険料の未納が無く、保険料の納付意欲が高いものと認められることを考え合わせると、申立人が申立期間の保険料を納付しないまま、平成5年11月からの保険料を納付し始めたとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月から16年2月まで
② 平成16年6月から17年3月まで

私の母親は、平成14年8月ごろ区役所で私の国民年金の加入手続きを行った。国民年金保険料については、私がメモに記したとおりの額を私の母親が区役所の窓口で納付書により納付した。私が厚生年金保険に加入した後も、私の母親が18年4月以降の免除期間を除いた未納分を納付し続けており、区役所担当者から19年1月ごろに「納め終わりましたので、今後は納めに来なくても大丈夫です。」と言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、税務署の収受印が押された平成15年分から18年分までの所得税確定申告書（控）の写しを提出しており、当該確定申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料支払額が、16年分を除いてオンライン記録の額と一致しているにもかかわらず、16年分についてのみ納付された保険料は3か月分とされている。しかし、確定申告書には5か月分の保険料に相当する額が記載されていることから、16年中に2か月分に相当する保険料がさらに納付されたと考えられる。

また、この2か月分の国民年金保険料については、平成15年11月以前の保険料が納付済みであることなどを勘案すると、申立人は、申立期間①のうち16年1月及び同年2月の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 一方、前述のとおり、平成 14 年分から 18 年分までの所得税確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料の支払額は、16 年分を除いてオンライン記録の額と合致することから、確定申告書に記載された額を超えて、申立期間①のうち 15 年 12 月及び申立期間②の保険料の納付があったとは考え難い。

また、申立人は、平成 14 年から 18 年までの間に納付した国民年金保険料についてのメモを提出しているが、当該メモに記載された額をオンライン記録と比較すると、確定申告書と同様に 16 年分の 2 か月分が相違することを除くと、その一部に計上した年の違いはあるものの、金額は一致していることから、当該メモによって、申立期間①のうちの 1 か月分及び申立期間②について、納付があったと推認することはできない。

さらに、申立人が申立期間①のうち平成 15 年 12 月及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 16 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から4年3月まで

私は、申立期間当時、金融機関で月額8,400円又は9,200円ぐらいの国民年金保険料を自分で納付していたが、出産直後だったこともあり、私の母親が保険料を納付してくれたこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする金融機関は、申立期間当時存在し、保険料を収納していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料月額は、当時の金額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の代わりに国民年金保険料を納付したことがあるとしている申立人の母親は、国民年金制度発足時に国民年金に加入し、申立期間の保険料も納付済みとなっている。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続をおおむね適切に行っている上、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ18か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4400

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 10 月まで

私は、昭和 50 年 4 月に市役所で国民健康保険の加入手続と同時に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。当時、私は、雇用保険の基本手当で生活しており、3 か月単位で収納されていた国民年金保険料をまとめて納付することができなかつたため、市役所の国民年金の担当窓口で相談し、1 か月分ずつ 3 回に分けて毎月保険料を納付した。申立期間のうち、最初の 3 か月分の保険料については、私が納付書により市役所で納付し、その後の 4 か月分の保険料については、私の妻が納付書により同市役所で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日より、申立人の切替手続時期は、同年同月と推認できることから、申立人の主張と一致する上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行いながら、その直後の国民年金保険料を納付しなかつたとするのは不自然である。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の厚生年金保険加入期間である昭和 50 年 11 月及び同年 12 月については、国民年金保険料を重複して納付したため還付された記録が確認でき、当該保険料が申立期間の一部の期間に充当されていないことから、当時、申立期間は納付済期間であった可能性がある。

さらに、申立期間の一部の期間の申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、当時の保険料の納付について具体的かつ鮮明に記憶しており、申立期間の保険料は納付済みである上、国民年金に任意加入して保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月
② 平成8年10月から10年6月まで

私の母親は、時期は不明であるが、私あてに国民年金の加入勧奨通知が届いたことから、当時、海外に在住していた私に代わり、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については母親が納付書により金融機関で納付した。申立期間②の保険料については、平成9年及び10年にそれぞれ1回ずつ約20万円ぐらいを納付したことを母親が記憶している。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人から国民年金保険料の納付を依頼されていたその母親は、申立期間①直後の平成8年5月からの保険料を毎月現年度納付していることが確認できることから、当該期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間①は1か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、保険料を納付していたとする母親の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の当該期間のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②については、申立人の母親がまとめて国民年金保険料を納付したとする平成9年及び10年は、基礎年金番号制度が導入された9年1月以降であり、基礎年金番号に基づき、保険料収納事務の電算化が図

られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立期間②の保険料について、平成9年及び10年にそれぞれ20万円ぐらいを納付したとしており、その金額は1度目に比べて2度目の方が多額であったと記憶しているが、オンライン記録によると、12年8月及び同年10月にそれぞれ10年7月から11年3月までの期間及び同年4月から12年12月までの期間の保険料をまとめて納付した記録が確認できる上、その金額は、2度目の金額の方が多額であったことが確認できることから、申立人の主張は、その母親が同年8月及び同年10月における保険料の納付について記憶していることによるものとするのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4402

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月、同年5月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月及び同年5月
② 平成9年7月

私は、平成9年3月に離婚したので、区役所で国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行った。

その後、毎月、納付書により区役所又は金融機関で国民年金保険料を納付してきた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年3月に離婚したので、区役所で国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行ったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、同年6月までに第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行っていることが確認できる。

また、申立人は、毎月、納付書により区役所又は金融機関で国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人が平成9年7月に転居した区の平成9年度の「国民年金被保険者収滞納一覧表」では、申立期間①及び②の保険料は、納付済みとされていることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

さらに、申立期間①は2か月、申立期間②は1か月と短期間である上、納付済みとされている平成9年6月及び同年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料は、いずれの月についても、その月の月末までに納付されていることが、オンライン記録により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで

私は、20歳になってしばらくしたところに、両親から、市役所で私の国民年金の加入手続きを行ったと聞いていた。国民年金保険料については、20歳になってからの分をすべて納付してあると父親から聞いていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってしばらくしたところに、両親が市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、父親が申立期間の国民年金保険料をすべて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から昭和38年4月から同年10月までの間と推認でき、その時点において、申立期間の保険料は納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行ったとするその両親は、国民年金制度発足時に国民年金に加入し、60歳に到達するまでの国民年金保険料を完納していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立人の妹は、「兄(申立人)は長男で家業の跡継ぎであったので、父親は兄に対して物心両面にわたり面倒をみており、当時、保険料を納付していなかったとは考えられない。」と証言しているとともに、申立期間は1回、かつ18か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4404

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月の納付記録については、国民年金第3号被保険者として国民年金保険料納付済期間であると認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月

平成元年12月に私の夫が転勤した際に、勤務先の事業所が夫の厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年12月1日と届け出なければならぬところ、同年11月30日と届け出てしまった。このため、同年11月について、夫が公的年金に加入していない未加入期間とされてしまい、私は第1号被保険者期間とされ、国民年金保険料が未納とされてしまった。

夫の未加入期間については、第三者委員会へ申立てを行い、厚生年金保険の被保険者期間として認められた。当時、私は夫の被扶養配偶者であったので、申立期間について第3号被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の申立てについて、夫は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるとする当委員会の決定に基づき、記録の訂正が必要であるとする通知（平成22年8月25日付け）が行われている。

また、申立人は、結婚後、昭和47年10月に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得した後、申立期間を除く61年4月から平成4年3月までの期間は、第3号被保険者とされており、申立期間のみ、その夫に扶養されていなかったとは考え難く、申立期間について、その夫が厚生年金保険の被保険者期間とされていることから、申立人についても第3号被保険者であったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間については、国民年金第3号被保険者として国民年金保険料納付済期間であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から10年3月まで

私が20歳になった日の翌日に、父親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、併せて国民年金保険料の申請免除の手続も行ってくれた。その後、私が就職するまで、毎年、父親が、保険料の申請免除の手続を行い、申立期間後就職するまでの期間は、申請免除が承認されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった日の翌日に、その父親が、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の申請免除の手続を行い、その後、申立人が就職するまで、毎年、保険料の申請免除の手続を行ってくれたと主張しているところ、その父親は、申立期間当時は経済的に苦しかったので、申立人の保険料の申請免除の手続を毎年行った旨証言している上、申立期間直後の平成10年4月から12年5月までの保険料は申請免除されていることが、オンライン記録により確認できる。

また、平成10年度の国民年金保険料の申請免除の手続は、平成10年4月に行われていることが、申立人が所持する国民年金保険料免除申請書（学生用）の写しにより確認でき、仮に、申立人の父親が、申立期間の保険料の申請免除の手続を行っていなかったとすると、同年同月の時点において、申立期間のうち、同年3月の保険料については、平成10年度の申請免除手続に含めて手続を行うことができるが、同年同月の保険料は申請免除期間とされていない。

さらに、申立人の父親は、自分を含めた家族の国民年金に関する諸手続及

び国民年金保険料の納付については、すべて自分が行ったと述べているところ、 i) 申立人の父親及び母親の昭和 58 年 4 月から平成 6 年 5 月までの保険料が追納されていること、 ii) 申立人の弟の 15 年 4 月から 18 年 3 月までの保険料が学生納付特例制度により納付を要しないこととされていることが確認できることから、申立人の父親は、国民年金に対する意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から8年3月まで

私は、20歳になったとき、私の母親と一緒に市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、併せて免除の申請を行った。申立期間について、私は時期は憶えていないが、勤務先の同僚から「年金の保険料を納付しないのはよくない。」とアドバイスされたことから、社会保険事務所（当時）で追納の申出を行った後、金融機関の預金口座からお金を引き出して、郵便局又は金融機関で追納した。申立期間が申請免除のままで国民年金保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の同僚からアドバイスされたことから、学生のころに申請免除されていた期間の国民年金保険料を追納しようと思い、社会保険事務所で追納の申出を行った後、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、平成14年6月に追納の申出を行っていることが確認できる上、その時点で、申立期間の保険料を追納することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人がさかのぼって納付したと主張する国民年金保険料額は、申立期間の保険料を実際に納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が所持する預金通帳には、申立人が追納の申出を行った直後に保険料相当金額が引き出された記録が確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、当時同居していた申立人の母親は、「当時、娘(申立人)から国民年金保険料を追納しないと、年金をもらうときに受給額が少なくなるため追

納してくると聞き「全部納付しなければね。」と言ったことを憶^{おぼ}えている。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4407

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、出産を控えた昭和 48 年に、子供の将来と自分の老後の生活設計を考え、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料についても、欠かさず納付してきたと確信しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入動機が明確であり、昭和 48 年 4 月に国民年金に任意加入して以降、60 歳到達時まで申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は、それぞれ 3 か月と短期間である上、申立期間の前後を通じて、申立人の住所及びその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、平成 8 年度から付加保険料も納付していることに加え、60 歳以降も 65 歳到達時まで任意加入し、国民年金保険料を納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、夫に勧められ、昭和 50 年 12 月に市役所の支所で、国民年金の任意加入の手續と同時に付加保険料を納付するための手續も行い、61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者になるまでの間、付加保険料も含めて国民年金保険料をすべて納付していた。

申立期間も、区役所の支所で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、保険料及びその付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 12 月に国民年金に任意加入してから 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者になるまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料及びその付加保険料を完納している上、申立期間②直後の昭和 55 年度及び 56 年度の保険料を前納していることから、保険料の納付意欲は高かったと認められ、納付意欲の高い申立人が、申立期間①及び②共に 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、その前後を通じて、申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料のみを納付していなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を付加保険料も含め納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 4060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和24年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月21日から24年5月2日まで

私の厚生年金保険加入記録は、A社B工場で昭和19年2月16日に資格取得、22年1月21日に資格喪失となっているが、同年1月には同社C工場に転勤となり、24年5月1日まで継続して勤務していたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の関係会社であるD社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び同僚のA社における被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C工場は、申立期間のうちのほとんどの期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人の申立期間における被保険者資格は、同社B工場において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社B工場における昭和21年12月の社会保険事務所（当時）の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざ

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年5月25日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を19年10月1日に、同資格の喪失日に係る記録を20年5月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年7月11日まで
② 昭和20年9月10日から同年11月1日まで

私は、昭和19年春に軍需工場であったB地区のA社に入社し、経理課に配属された。20年の空襲等のため会社はD地区にあった工場に移転したため、ほかの同僚と共に異動し、戦後は民間工場となったが、22年3月まで継続して勤務していた。

しかし、勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているため、調査の上、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和19年10月1日から20年5月25日までの期間について、A社C工場において総務担当であった同僚の証言から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人がB地区のA社において自身と同様に事務職員であったとして氏名を挙げた同僚8名のうち7名は、同社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、当時、同社では、ほぼすべての事務職員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、上記の総務担当の同僚は、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、昭和19年10月1日に同社C工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人と同時期に入社したと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和19年10月1日から20年5月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和20年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、110円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和20年5月25日から同年7月11日までの期間について、B地区のA社は同年5月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立期間②について、A社C工場及び同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社C工場は昭和20年9月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同社D工場が同年11月1日に適用事業所になっていることが確認できるところ、同社C工場の複数の同僚は、同社C工場は終戦と同時に操業を停止し、その後残務整理をしていたが、数箇月してから操業を再開したと証言しており、申立人も同社は戦後軍需工場から民間工場になったと供述している。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和20年5月25日から同年7月11日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年1月1日から18年6月1日までの期間及び19年6月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日から18年6月1日まで
② 平成19年6月1日から同年11月1日まで

私は、船員として、平成16年12月10日から19年11月1日までの期間、A社に勤務していたが、船員保険の記録では、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が、実際に給与として支払を受けた報酬額と相違している。

給与明細書を提出するので、申立期間について、正しい報酬に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち平成17年1月1日から18年6月1日までの期間及び申立期間②について、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立

人から提出されたA社の給与明細書において確認できる報酬月額又は船員保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から社会保険事務所（当時）に提出された、申立期間に係る船員保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び船員保険厚生年金保険被保険者月額変更（基準日）届の申立人に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人の給与明細書から控除された標準報酬月額（30万円）に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成16年12月10日から17年1月1日までの期間について、上記の給与明細書において確認できる報酬月額は、26万円となっており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年3月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和19年3月1日から20年7月1日までの期間について、事業主は、申立人が19年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、A社C工場における同資格の喪失日は20年7月1日であったと認められることから、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、130円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和20年10月18日から22年6月1日までの期間について、事業主は、申立人が20年10月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のD社における被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年10月から21年3月までは80円、同年4月から22年5月までは450円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年3月1日まで
② 昭和19年3月1日から20年7月1日まで
③ 昭和20年10月18日から22年6月1日まで

申立期間①については、脱退手当金が支払われたことになっているが、脱退手当金が支給されたとする時期は、D社E工場で働いていた時期であり、当時、脱退手当金の知識も無いのに申請の手続をするはずがない。脱退手当金の支給記録の訂正と申立期間②のA社C工場での勤務期間

及び申立期間③のD社E工場での勤務期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立人が申し立てているA社C工場の業務内容や労働環境は具体性があり、文献や複数の同僚の供述とも一致していることから判断すると、申立人は、当該期間において同社C工場に勤務していたことを認めることができる。

また、申立期間当時におけるA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は現存しないものの、オンライン記録において、申立人より前に同社C工場に異動し、申立人と同様の業務についていたとする同僚には、同社C工場におけると思われる厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

このことについて、G市役所^{へんきん}編纂のG市史によると、申立期間当時、A社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を管理していたF県庁（同県保険課）は昭和20年7月の空襲により焼失したとされる区域に含まれているところ、同社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は現存せず、上記の同僚の名前を確認することができない上、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）についても存在を確認できないことから、申立人に係る被保険者記録が焼失してしまった可能性も否定できない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経った今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

これらを踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対して行ったと認めるのが相当であると判断する。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に

おける昭和 19 年 2 月の社会保険事務所の記録から、130 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③について、申立人は、終戦後D社に入社した経緯や工場の所在地について具体的に供述しており、その内容が、当時の同僚の証言と一致することから、申立人が、当該期間において同社に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、厚生年金保険被保険者台帳及びD社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日である基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、社会保険事務所に対し申立人が昭和 20 年 10 月 18 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22 年 6 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者台帳の記録により、昭和 20 年 10 月から 21 年 3 月までは 80 円、同年 4 月から 22 年 5 月までは 450 円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間①については、社会保険事務所の記録から、申立期間③中の昭和 22 年 2 月 22 日に脱退手当金の支給決定がされていることが確認できるが、前述 2 のとおり、申立期間③は、厚生年金保険の被保険者期間であった期間と認められるため、当該脱退手当金の支給は違法であり、受給の有無にかかわらず、その支給記録を取り消すことが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年5月1日から8年10月1日までの期間、9年10月1日から10年2月1日までの期間、同年3月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月2日までの期間に係る標準報酬月額記録については、6年5月から7年8月までは30万円、同年9月から8年9月までは32万円、9年10月から10年1月まで、同年3月、同年4月及び同年6月は34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月18日から10年7月2日まで
A社（現在は、B社）に勤務していた時の標準報酬月額が当時の給与と相違していると思われる。保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内のいずれか低い方を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間のうち、平成6年5月1日から8年10月1日までの期間、9年10月1日から10年2月1日までの期間、同年3月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月2日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書の報酬月額又は保険料控除額から、6年5月から7年8月までは30万円、同年9月から8年9月までは32万円、9年10月から10

年1月まで、同年3月、同年4月及び同年6月は34万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成6年4月18日から同年5月1日までの期間については、申立人の所持する給与明細書から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年10月1日までの期間、10年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年5月1日から同年6月1日までの期間については、申立人の保管する給与支給明細書に記載されている保険料控除額とオンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料額が一致することから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料は保管されておらず、不明としているが、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が平成6年5月から10年6月までの期間の大部分にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和52年1月31日であると認められることから、申立期間に係る同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月31日から52年1月31日まで
夫は、勤務していたA社の厚生年金保険被保険者資格を昭和51年8月31日で喪失したことになるが、52年1月31日までは継続して厚生年金保険に加入していたと思う。

A社では給料の遅配が何回かあったが、給料から雇用保険料及び厚生年金保険料はきちんと控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、昭和51年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含めた32名の厚生年金保険被保険者が、昭和51年8月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該処理は同社が適用事業所でなくなった52年1月31日より後の同年2月7日付けで行われていることが確認できる。

また、同僚2名は、A社は厚生年金保険料の滞納があったと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和 51 年 8 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は申立人の申立てどおりの 52 年 1 月 31 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 51 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年4月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成16年3月1日から同年7月1日までの期間における申立人の標準報酬月額の記録は11万円から62万円に訂正され、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することにより、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならないとされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月1日から14年10月1日まで
② 平成16年3月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、平成13年4月から14年9月までの期間と16年3月から同年6月までの期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給料と相違している。源泉徴収票を提出するので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初62万円と記録されていたところ、平成14年1月30日付けで、13年4月1日にさかのぼって44万円に減額訂正されている上、同僚7名の標準報酬月額も申立人と同時期にさかのぼって

引き下げられていることが確認できる。

また、A社から提出された給与台帳により、申立人は、平成13年4月1日から訂正処理日である14年1月30日以降、同年10月1日まで遡及^{そきゅう}訂正された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、年金事務所が保管する平成13年度及び14年度の滞納処分票により、平成14年1月当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

加えて、A社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、「標準報酬月額の減額訂正は、私が行った。申立人は営業担当で、社会保険には関与していなかった。」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成14年1月30日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所において標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正とは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている、申立人の13年4月から14年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、11万円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成18年8月29日に、事業主の届出により11万円から62万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（62万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（11万円）となっている。

しかしながら、申立人から提出のあった源泉徴収票及びA社から提出のあった申立人の申立期間②に係る「給与台帳」の写しにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る報酬月額を訂正する届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所に対して提出していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年2月1日から同年3月1日まで

私は、A社C支所に昭和35年7月1日から36年2月末まで勤務した後、同年3月1日に同社D事業所へ転勤となった。しかし、厚生年金保険の加入記録は、同年2月の1か月間が欠落しているため、同年2月1日から同年3月1日までの期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和36年3月1日に同社C支所から同社D事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支所における昭和36年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を納付する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年11月25日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C案内所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人が昭和38年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、同年12月から39年11月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月25日から39年12月1日まで
私は、昭和38年11月から44年1月までA社B営業所に正社員として勤務し、D業務等をしてきたが、厚生年金保険の記録では、38年11月から39年11月までの被保険者記録が欠落している。転勤と組織改定が重なったことで、事務処理に手違いが発生したのではないかと思う。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年12月1日から39年12月1日までの期間について、オンライン記録及びA社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の同社B営業所における資格取得日は、同年12月1日となっている。

しかしながら、当該被保険者原票において、申立人の整理番号は*番であるところ、次の*番及び*番の被保険者の資格取得年月日は昭和39年

4月1日となっている。

また、当該原票において、申立人について、昭和39年10月1日の定時決定の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の資格取得日を昭和39年12月1日と届け出たとは考え難く、事業主は、申立人が38年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和38年11月25日から同年12月1日までの期間について、雇用保険の記録、同僚の証言及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年12月1日に同社C案内所から同社B営業所に異動）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C案内所における昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和41年3月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

私は、昭和40年4月にA社（現在は、B社）に入社し、C作業等に従事し、42年3月まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当時の勤務状況を証明する資料は残っていないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和41年3月30日から同年8月25日までの期間について、申立人の担当業務に対する説明及び入社当時の詳細な記憶から、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で同生年月日の者の昭和41年3月30日から同年8月25日までの期間の基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録が確認された。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者名簿の記録は、申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和41年3月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが必要である。

2 申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月 30 日までの期間及び同年 8 月 25 日から 42 年 3 月までの期間について、申立人は、同僚及び上司の名前を記憶しておらず、当該期間に A 社で厚生年金保険被保険者となっている複数の者に照会をしたものの、申立人が当該期間に勤務していたとする証言を得ることができない。

また、申立人及び B 社は、厚生年金保険料の控除について資料を保管しておらず、このほかに申立人の勤務実態及び保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月 30 日までの期間及び同年 8 月 25 日から 42 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 2 月 5 日から同年 8 月 3 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（39 年 2 月 5 日）及び資格取得日（同年 8 月 3 日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 5 日から同年 8 月 3 日まで
② 昭和 39 年 11 月 21 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 3 月 21 日から 39 年 11 月 21 日まで継続してA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、途中の同年 2 月 5 日に被保険者資格を喪失し、同年 8 月 3 日に同資格を再度取得したこととなっており、6 か月の欠落期間がある。

また、申立期間②については、昭和 39 年 11 月 21 日ごろにB社に入社して 41 年 3 月末まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、この期間の被保険者記録が全く無い。

これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、申立人は、A社において昭和 35 年 3 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39 年 2 月 5 日に同資格を喪失後、同年 8 月 3 日に同社において同資格を再度取得しており、同年 2 月 5 日から同年 8 月 3 日までの期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、複数の同僚が「申立人はA社に継続して勤務していた。

昭和 39 年ごろに一度退職して再度入社するなどということはなく、勤務形態や業務内容にも変更は無かった。」旨の証言をしており、申立人は、当該期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同一部署で、同一業務を担当していたとする 3 名は、オンライン記録において、いずれも厚生年金保険被保険者期間が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における当該期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 2 月から同年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人は、昭和 39 年 11 月 21 日から 41 年 4 月 1 日までの期間は B 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶していないため、勤務の状況についての証言等を得ることができない。

さらに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和55年12月6日に、資格喪失日に係る記録を58年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、55年12月から56年9月までは17万円、同年10月から58年4月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年12月ごろから58年5月1日まで
私は、昭和53年8月1日にA社B工場に入社し、C業務に従事していたが、55年6月に同社の社員と結婚し、同年7月から同年11月末まで夫の海外勤務に同行するため、一時休職をしていた。ところが、55年12月ごろに復職してから58年4月30日に退職するまでの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書及び休職証明書並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された昭和56年分及び57年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額及び同社の回答から、申立人が56年及び57年に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年分及び57年分の

源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額から判断すると、55年12月から56年9月までは17万円、同年10月から58年4月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年12月から58年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 4072

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成3年8月から4年6月までは34万円、同年7月から同年11月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年12月31日まで
私は、平成元年1月23日から4年12月31日までA社に勤務していたが、標準報酬月額が24万円に減額されている。給料が下がったことも無いので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成3年8月から4年6月までは34万円、同年7月から同年11月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月30日）の後の5年9月6日付けで、さかのぼって24万円に減額されていることが確認できる上、申立人を除き14名についても同様の訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本により、申立人はA社の役員であったことが確認できるが、同僚は、「申立人は、社会保険関係の手続及び経理に関与していない。」と証言している上、元事業主は、「申立人は、取締役業務部長であった。」と回答していることを踏まえると、申立人は当該事務処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年8月から4年6月までは34万円、同年7月から11月までは41万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和41年1月11日から42年1月11日までの期間について、事業主は、申立人が同年1月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については6万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和44年4月30日から同年5月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月11日から42年1月11日まで
② 昭和44年4月30日から同年5月1日まで

夫は、昭和21年12月にA社に入社し、48年に退職するまで、一貫して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録によると、欠落期間があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された人事記録である「退職金支給簿」及び雇用保険の記録から、申立人が当該期間に継続して同社に勤務し

ていたことが認められる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和41年1月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月に標準報酬月額の時決定が行われている上、その喪失の届出を行ったのは、資格喪失日より1年経過後の42年1月25日であることから、申立人が41年1月11日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和42年1月11日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年12月の社会保険事務所の記録及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の41年10月の時決定の記載から、6万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社から提出された昭和44年5月2日付けの人事通知から判断すると、申立人は当該期間に継続して同社に勤務し（44年4月30日に同社C工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和59年10月1日から60年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月1日から56年10月1日まで
② 昭和59年10月1日から60年10月1日まで

私は、昭和48年8月からA社に勤務し、59年9月から同社の代表取締役となった。ねんきん定期便を確認したら55年10月から56年9月までの期間の標準報酬月額を22万円と届け出ていたはずなのに20万円と記録され、59年10月から60年9月までの期間の標準報酬月額を30万円と届け出ていたのに26万円と低く記録されている。社会保険事務所が誤った事務処理を行っているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社が保管する昭和59年10月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書から、事業主は申立人に係る標準報酬月額を申立人が主張する標準報酬月額（30万円）として社会保険事務所に届け出ていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和55年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の対象となる被保険者であるところ、当該算定基礎届に係る資料の保管が無く確認できないが、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、取消し及び訂正の形跡は見ら

れない。

また、A社は、保険料控除及び保険料納付を確認できる賃金台帳及び源泉徴収簿は、保管されておらず不明としている上、同社は社会保険料納付について、金融機関の口座振替による引き落としを利用していたとしているが、当該金融機関においても確認できる資料は保管されていないとの回答が得られた。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年5月5日から25年1月25日までの期間について、A事業所の事業主は、申立人が24年5月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年1月25日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月ごろから同年5月ごろまで
② 昭和23年6月ごろから25年2月20日まで

私は、昭和23年春ごろから26年6月末までB市にあった駐留軍のC所でD職として勤務していたが、年金加入記録では25年2月20日以前の記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は昭和23年6月ごろから25年2月20日まで駐留軍のD職として勤務していた際に、駐留軍のC所で撮った写真を所持している上、家族の状況や勤務地などを具体的に記憶していることから、期間は特定できないが、申立人が駐留軍のC所に勤務していたことは推認できる。

一方、駐留軍のD職として勤務する者を管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、生年月日の記載は無いが、申立人と同姓で名の漢字が一字相違する基礎年金番号に未統合の被保険者記録（昭和24年5月5日資格取得、25年1月25日資格喪失）が確認できる。

また、既に申立人の記録として基礎年金番号に統合されているA事業所

に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録においても、申立人の氏名は上記の未統合記録と同様に名の漢字が一字相違していることが確認できる。

さらに、上記の未統合記録の生年月日は確認できないが、その標準報酬月額は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人と同世代の被保険者の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、A事業所の事業主は昭和 24 年 5 月 5 日に申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、25 年 1 月 25 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から 4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 23 年 6 月ごろから 24 年 4 月 1 日までの期間については、駐留軍従業員に対する社会保険の適用は、厚生省保険局長通知昭和 23 年 12 月 1 日保発第 92 号「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」により、おおむね 24 年 4 月 1 日を期に被保険者資格を取得させるとされている上、オンライン記録によると、A事業所は同日から厚生年金保険の適用事業所となっている。

また、昭和 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 5 日までの期間及び 25 年 1 月 25 日から同年 2 月 20 日までの期間について、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、E防衛局も、申立期間当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存期間の経過により廃棄しており、申立人の当該期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認はできない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和55年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月1日から同年6月2日まで

私は、A社に昭和55年2月ごろから勤務し、申立期間には厚生年金保険に入っていた記憶がある。ねんきん定期便では同社での厚生年金保険の加入月数が28月となっているが、給料支払明細書では保険料が29月控除されているので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持するA社の昭和55年5月分から57年10月分までの給料支払明細書により、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、当時の事業主は、厚生年金保険料は翌月控除であったと証言しているところ、申立人の所持する昭和55年6月分の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する昭和55年6月分の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の厚生年金保険の資格取得届を正しく届け出たと

し、申立期間に係る保険料についても納付したとしているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ昭和 55 年 6 月 2 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年8月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額を22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年1月7日から11年2月28日まで
私が、A社に勤務していた平成10年1月から11年1月までは、提出した給与明細書のとおり保険料を控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から平成10年8月は22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人の当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無く、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無

いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人が提出した給与明細書によれば、申立期間のうち、平成10年1月7日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から11年2月28日までの期間は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月15日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年9月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和24年8月12日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月15日から同年10月1日まで
② 昭和24年8月12日から同年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していたころの被保険者記録には、2か所の欠落があった。この時期は、同社本社から同社B支店に転勤した時期及び同社B支店から同社C支店に転勤した時期に当たると思われる。昭和22年の入社以来、29年8月まで同社に継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人とA社本社に同期入社した同僚は、「申立人は、入社から1年半ぐらいは同社本社に勤務し、社命により同社B支店へ転勤となったことを覚えている。」と証言していることから、申立人が

A社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「A社B支店のあるD県に引っ越してきてすぐにE地方は大きな台風に見舞われたことを記憶している。」と供述しているところ、昭和23年9月にE地方に大きな台風が上陸したことが確認できることから、同年9月15日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和23年10月の社会保険事務所の記録から3,600円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人のA社C支店での先輩は、「具体的な年月日は不明であるが、私が同社C支店に在職中に、申立人が業務拡充のために同社B支店から同社C支店に転勤してきたことを覚えている。」と証言していることから、申立人が同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「C支店に転勤してからは、会社の『F寮』に住むようになった。」としているところ、申立人の除籍謄本の附票から、申立人は、昭和24年9月1日付けで、F寮が所在するG県H市に住所を定めていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和24年7月の社会保険事務所の記録から4,500円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業を引き継いでいるI社に照会したところ、同社は、「申立人のJ社（現在は、I社）の経歴書には、A社は「前職」として記載されていることから、当社にかかわりがなく回答する立場ではない。」と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年11月4日から28年9月6日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、第三種被保険者として届出を行ったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第三種被保険者と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年12月15日まで
② 昭和18年12月15日から19年2月1日まで
③ 昭和26年11月4日から28年9月6日まで

私は、A社又はB社の従業員として、昭和16年11月ごろから18年12月ごろまでC工事に従事した後、同年12月ごろから19年1月ごろまでD社E工事に従事したが、いずれの期間も労働者年金保険の被保険者となっていないので、当該期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和26年11月4日から28年9月6日までF社で、炭鉱内のG工事に従事したが、厚生年金保険の被保険者種別が第一種として記録されているが、坑内員の第三種被保険者として勤務したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、オンライン記録では、申立人は第一種被保険者（男子被保険者）となっているが、F社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、「坑内夫其の他」の欄に坑内員の第三種被保険者を示す「坑」と記録されていることが確認でき、同僚は、「申立人は、坑内のG関係の責任者であった。」と述べていることから、申立人は第三種被保険者である坑内員として同社に勤務していたことが認められる。

また、F社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の種別において「坑」

と記録されている同僚は、オンライン記録で、第三種被保険者として記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、第三種被保険者として届出を行ったと認められる。

一方、申立期間①及び②の期間について、A社からは、同社H出張所がD社E工事の記録があるとの回答及びB社からC工事の実績があるとの回答から、時期は特定できないものの申立人が当該工事にかかわっていたことがうかがえる。

しかし、労働者年金保険法は昭和17年6月1日に施行されているが、土木建設関係の事業所は、同法の適用事業所とされていない。

また、昭和19年10月1日に厚生年金保険法が施行されたが、申立期間①及び②は、同法施行前の期間である。

さらに、申立期間①及び②において、申立人が労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人は労働者年金被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

A事業所の事業主は、申立人が昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月16日に同資格を喪失した旨の届出を、B事業所の事業主は、申立人が同年11月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を、C事業所の事業主は、申立人が同年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を、D事業所の事業主は、申立人が27年5月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間のA事業所に係る標準報酬月額については、昭和24年6月から同年9月までは8,000円とし、B事業所に係る標準報酬月額については、同年11月から25年3月までは6,000円、同年4月から同年8月までは5,000円、同年9月から同年12月までは6,000円とし、C事業所に係る標準報酬月額については、26年1月は6,000円、同年2月から同年6月までは8,000円とし、D事業所に係る標準報酬月額については、27年5月及び同年6月は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年ごろから27年ごろまで

オンライン記録では、昭和24年ごろから27年ごろまで勤務していたE市内の事業所及びF市内の事業所の厚生年金保険被保険者記録が無い。勤務期間の記憶は鮮明ではないが、当初E市内の事業所で勤務したときは、G業務をし、その後H業務、I業務等に仕事を変え、最後はC事業所で退職した。また、C事業所を退職後、あまり期間を空けずにF市内の事業所でI業務をし、数箇月間勤務した。当時の同僚の氏名を覚えているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にE市内にあったA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名で生年月日の年及び日が相違する被保険者の記録が確認でき、当該記録は昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月16日に同資格を喪失していることが確認できる上、同被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた当時の同僚の氏名が確認できる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名で生年月日の年が相違する被保険者記録が確認でき、当該記録は昭和24年11月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年1月1日に同資格を喪失していることが確認できる上、同被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた当時の同僚二人の氏名が確認できる。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記の、B事業所に係る申立人と同姓同名で厚生年金保険被保険者手帳記号番号が同一の被保険者記録が確認でき、当該記録は昭和26年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立期間当時にF市内にあったD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名で生年月日の年が相違する被保険者の記録が確認でき、当該記録は昭和27年5月6日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月30日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人は、「C事業所を退職後、あまり期間を空けずにF市内の事業所に勤務し、勤務期間は数箇月であった。」と供述しているところ、上記のC事業所に係る申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和26年7月1日）から、前述の、D事業所の被保険者名簿で確認できる申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者の資格取得日（昭和27年5月6日）までの期間は約10か月である上、同氏の被保険者期間は2か月であることから、申立人の供述と同氏の記録に不自然さは見られない。

これらを総合的に判断すると、上記の厚生年金保険被保険者記録は、いずれも申立人の被保険者記録であり、A事業所の事業主は、申立人が昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月16日に同資格を喪失した旨の届出を、B事業所の事業主は、申立人が同年11月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を、C事業所の事業主は、申立人が同年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を、D事業所の事業主は、申立人が27年5月6日に厚生年金保険

被保険者の資格を取得し、同年7月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間のA事業所に係る標準報酬月額については、昭和24年6月から同年9月までは8,000円とし、B事業所に係る標準報酬月額については、同年11月から25年3月までは6,000円、同年4月から同年8月までは5,000円、同年9月から同年12月までは6,000円とし、C事業所に係る標準報酬月額については、26年1月は6,000円、同年2月から同年6月までは8,000円とし、D事業所に係る標準報酬月額については、27年5月及び同年6月は8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和24年6月1日までの期間、同年10月16日から同年11月16日までの期間及び26年7月1日から27年5月6日までの期間については、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる資料は無く、同僚等の証言を得ることもできないことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 9 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 17 年 6 月から 18 年 6 月までは 30 円、同年 7 月から 19 年 10 月までは 50 円、同年 11 月から 20 年 8 月までは 70 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

A 社に実弟と一緒に勤務していたが、実弟には厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私には同社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、昭和 17 年 2 月 1 日（被保険者資格期間に算入されるのは保険料徴収開始後の 17 年 6 月 1 日）に資格を取得し、20 年 9 月 1 日に資格を喪失している者の被保険者記録が確認できる。

また、申立人と一緒に勤務していたとする実弟についても、上記の被保険者名簿において申立人と同じ日に資格を取得し、かつ喪失した記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 9 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和 17 年 6 月から 18 年 6 月までは 30 円、同年 7 月から 19 年 10 月までは 50 円、同年 11 月から 20 年 8 月までは 70 円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 4082

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月28日から同年3月1日まで

夫は、昭和39年5月1日から42年2月28日まで、A社でB業務に従事し、その間厚生年金保険被保険者であったが、退職月の同年2月について、月末の28日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間となっていない。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録において、申立人のA社における離職日は昭和42年2月28日となっている。

また、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を調査したところ、月の初日となっている者は複数見られるが、月の末日となっている者はほとんどいない。

さらに、複数の者は、資格喪失日を月の末日とするか初日とするか選択できるという話は聞いたことが無いと述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが

認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散しており、事業主の連絡先も不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和42年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と記録することは通常考え難いことから、事業主は記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和32年1月17日）及び資格取得日（同年3月8日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月17日から同年3月8日まで

夫は、昭和23年4月1日にA社に入社し、定年退職するまで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、32年1月17日から同年3月8日までの期間が欠落している。あくまでも一貫して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和23年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年1月17日に同資格を喪失後、同年3月8日に同社において再度同資格を取得しており、同年1月から同年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社から提出された社員台帳及び申立人が所持しているパスポートの記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社が保管する在籍証明書に記載されている申立人の異動履歴によると、A社在籍中に申立期間を含めて4回海外出張をしていることが確

認できるが、申立期間以外の3回については、厚生年金保険の被保険者資格が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和32年1月及び同年2月に係る保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成18年12月20日の標準賞与額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

A社で支給された平成18年12月20日の賞与について、賞与明細書には厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず年金受給額に反映されないことになっている。申立期間の記録を控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する所得税源泉徴収簿及び申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成18年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和56年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月26日から同年6月26日まで

私は、昭和54年2月1日から57年10月23日まで、グループ会社のA社、B社及びC社の間を異動しながら、D係として継続して勤務していた。しかし、56年6月26日にA社からC社に異動した際の、同年5月26日から同年6月26日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和55年6月26日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年4月の社会保険事務所(当時)の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に適用事業所でなくなっており、事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年11月21日から27年1月10日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を26年11月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和29年3月13日から33年1月28日までの期間について、事業主は、申立人が同年1月28日にA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和29年3月及び同年4月は8,000円、同年5月から32年12月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月21日から27年1月10日まで
② 昭和29年3月13日から33年1月28日まで
昭和22年4月7日から33年1月までの期間、A社に継続して勤務していたはずであるが、厚生年金保険の被保険者期間に空白期間が2か所ある。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳にA社D工場における資格喪失原因について、「転勤」と記載されていること、及び同社D工場における上司の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和26年11月21日に同社D工場から同社B工場に異動）、

当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和27年1月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和29年3月13日となっている。

しかしながら、複数の同僚の供述から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社では、当時、社保台帳を作成していたところ、昭和31年8月ごろに更新された同社B工場に係る社保台帳には、申立人の氏名が確認でき、同社B工場における資格喪失日は、33年1月28日とされており、32年8月1日（定時決定基準日）における標準報酬月額の記載も確認できる。

さらに、複数の者について、上記の社保台帳に記載されている資格喪失日とオンライン記録における資格喪失日を比較したところ、申立人を除いて喪失日が一致していない者は見当たらない。

一方、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和29年3月13日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされているにもかかわらず、同年5月1日に標準報酬月額が改定された記載が確認できる上、申立人の厚生年金保険記号番号は、誤って記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和33年1月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、A社が作成した社保台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿における記録から昭和29年3月及び同年4月は8,000円、同年5月から32年12月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年6月までは90円、同年7月から同年9月までは330円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年10月1日まで

私は、昭和17年4月にA社に入社したが、記録では厚生年金保険被保険者の資格取得日が21年10月1日となっている。同じ小学校の高等科を卒業し、同社に共に入社した同僚もいるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年10月1日となっている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が2冊確認できるところ、申立人の資格取得日は、それぞれ、昭和21年10月11日及び同年7月23日と記載されており、異なった記録となっている。

このことについて、年金事務所は、「オンライン記録及び2冊の名簿にそれぞれ異なった資格取得日が記載されている理由は不明である。」旨を回答している。

また、上記の被保険者名簿のうち、申立人の資格取得日が昭和21年7月23日と記載されている被保険者名簿には、複数の者について、記載されている資格取得日とオンライン記録とが一致していない上、2冊の名簿はその記載内容から、更新された名簿であることがうかがえるところ、そ

れぞれの名簿について、被保険者が資格取得日順に記載されていないことを踏まえると、申立期間当時、これらの名簿が通常の事務処理において作成されたものとは考え難い。

一方、同僚は、「申立人とは学校の同級生であり、昭和 17 年 4 月に共に A 社に入社し、同様の業務に就いていた。」と述べており、当該同僚が述べる戦時中の同社における記憶と申立人の記憶が一致することから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたものと認められる。

また、上記の同僚は、A 社において、昭和 19 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から昭和 19 年 10 月から 21 年 6 月までは 90 円、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から同年 7 月から同年 9 月までは 330 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 57 年 3 月まで

私の父親は、私が大学生であった 20 歳のときに、町役場で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が学生であった昭和 54 年 3 月までは父親が納付していたはずであり、私が就職し、転居した同年 4 月以降は私自身が市役所の支所又は郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、昭和 53 年 5 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親から証言を得ることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録には、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、国民年金に加入していた記録は見当たらない上、申立期間当時、申立人が居住していた区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、父親が申立人の国民年金の加入手続を行った際に交付された年金手帳を所持していたものの、昭和 54 年 4 月の就職に伴い転居した後、57 年ごろに市役所の国民年金の担当窓口で新しい年金手帳に交換され、古い手帳は返却されなかったと主張しているが、その返却されなかったとす

る手帳の様式は、申立期間当時の手帳の様式と相違していることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人は、申立期間に二つの異なる地域に居住していることから、複数の行政機関が続けて事務処理を誤ることは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年6月までの期間及び60年8月から62年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年12月から59年6月まで
② 昭和60年8月から62年7月まで

私は、会社を退職した後の昭和58年12月ごろに、国民年金の加入手続を市役所で行った。その後、再び厚生年金保険に加入し、60年8月に会社を退職した際に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、納付書により郵便局で未納とならないように納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、退職した会社で受領した年金手帳を持参して昭和58年12月ごろに国民年金の加入手続を行い、60年8月ごろに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号の記載が無い上、国民年金の被保険者資格を取得した形跡が見受けられない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付書により郵便局で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年4月に払い出されていることが確認でき、申立期間①及び②を通じて、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間①及び②は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間①及び②の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4411

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 6 月まで

私が 20 歳になった昭和 63 年に、母親が、市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、母親が、市役所の支所で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 63 年に、その母親が、市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、その母親が、市役所の支所で納付していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 8 月に払い出されていることが確認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は、申立期間の保険料額についての記憶が無いとしていることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの期間、51年7月から同年9月までの期間、同年12月から52年10月までの期間及び53年10月から58年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年3月まで
② 昭和51年7月から同年9月まで
③ 昭和51年12月から52年10月まで
④ 昭和53年10月から58年12月まで

私は、18歳で厚生年金保険に加入して以来、厚生年金保険から国民年金に変わるたびに区役所で手続を行ってきた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和45年11月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が平成元年7月に払い出されていること、及び前後の手帳記号番号の被保険者の加入状況等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、同年同月ごろと推認でき、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一の市区町村に居住していることから、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、これまで所持する年金手帳は一冊で、昭和45年11月に加入手続を行った際、受け取ったものであるとしているが、その年金手帳に記載されている住所は、62年1月の区内転居後の住所であり、それより前の時期である申立期間当時の住所が記載されていないのは不自然であるほか、同手帳には、申立人が厚生年金保険から国民年金に切り替わるたびに区役所で行ったとする加入手続の事跡も記載されていない。

さらに、申立人は、国民年金加入後、国民年金保険料を納付してきたと述べているが、申立期間の保険料の納付場所、納付金額及び納付方法等について憶^{おぼ}えていないとしており、当時の納付状況等を確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から57年2月までの期間及び58年9月から60年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から57年2月まで
② 昭和58年9月から60年8月まで

私は、18歳で厚生年金保険に加入して以来、厚生年金保険から国民年金に変わるたびに区役所で切替手続を行ってきた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和47年9月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、60年9月と推認でき、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一の市区町村に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、平成14年10月の時点で、申立人が20歳になった昭和45年*月から厚生年金保険の被保険者資格を喪失した47年9月に訂正されているが、仮に申立人が述べているように厚生年金保険から国民年金に切り替わるたびに適切に手続を行ってきたのであれば、上記の訂正処理がなされるのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入後、国民年金保険料を納付してきたと述べているが、申立期間の保険料の納付場所、納付金額及び納付方法について憶^{おぼ}えていないと述べており、当時の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立期間は100か月以上に及んでおり、これだけの長期間にわた

る事務処理を同一の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4414

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月及び同年7月

私は、会社を退職した平成元年6月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、私が区役所で納付したと思うが、納付した時期や保険料額、どのように納付したかについては憶^{おぼ}えていない。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、加入手続時に年金手帳の交付を受けたかどうかの記憶が無く、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧^{あいまい}であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録には、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、国民年金に加入していた記録は見当たらない上、申立期間当時、申立人が居住していた区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年12月まで

私は、平成14年3月に会社を退職した後、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと思う。後日、市役所の窓口で9万円から10万円ぐらいの国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年3月に会社を退職した後、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、後日、市役所の窓口で9万円から10万円ぐらいの国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きについての記憶が定かではなく、市役所の窓口で納付した金額についての記憶はあるものの、当該金額が、保険料として納付したものであるかどうかについての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 12 月に結婚したことを契機に、市の職員を通じて国民年金の加入手続を行った。その際に、同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を、妻の分と一緒にさかのぼってまとめて納付し、その後の保険料については、自宅に来ていた集金人に、私又は妻が夫婦二人分と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 12 月に結婚したことを契機に、市の職員を通じて国民年金の加入手続を行い、現年度の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳によると、申立人は 40 年 10 月 20 日に国民年金に加入していることが確認できる上、同年 4 月から同年 12 月までの現年度の保険料がさかのぼってまとめて納付されていることが確認できるとともに、申立人は、現在所持している同年 10 月 20 日及び 47 年 4 月 1 日発行の 2 冊の国民年金手帳のほかに手帳を交付されたかどうかは憶^{おぼ}えていないとしていることから、申立人の主張は、40 年 4 月以降における保険料の納付について記憶していることによるものとするのが合理的である。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、自分又は妻が夫婦二人分と一緒に納付していたと主張しているが、その妻についても、申立期間は申立人と同様に国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立人は、加入手続を行ったとする時期から申立人の国民年金手帳が交付された時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の国民年

金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4417

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年8月まで

私が20歳になったときに、私の両親が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続後の国民年金保険料については、私又は両親が、納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人又はその両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その両親は、申立人の国民年金への加入手続の時期及び年金手帳の交付時の記憶が定かではないことから、加入手続の状況が不明である上、申立人及びその両親は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月30日に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日より、同年同月と推認されることから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川県国民年金 事案 4418 (事案 3288 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月、平成元年 5 月、9 年 5 月及び 15 年 7 月から 17 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月
② 平成元年 5 月
③ 平成 9 年 5 月
④ 平成 15 年 7 月から 17 年 4 月まで

私は、親に勧められて国民年金に加入したが、私の国民年金の加入手続を、いつ、どこで、誰が行ったかは全く憶^{おぼ}えていない。

申立期間の国民年金保険料の納付は、前回申立てを行った期間も含めて、国民の義務であるので怠ったことはない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③並びに申立期間④のうち、平成 15 年 9 月、16 年 5 月及び 17 年 4 月については再申立てとなるが、当該申立てについては、申立人は、国民年金の加入手続を、いつ、どこで、誰が行ったかについての記憶が無く、当該期間の国民年金保険料の納付は怠ったことはないと主張するのみで、保険料の納付場所、納付方法等について、申立人から具体的な回答を得ることができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であることなどから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、今回の再申立てにおいて、申立人は、国民年金保険料の納付は国民の義務であるので怠ったことは無いと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の

決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

さらに、申立期間④のうち、平成15年7月、同年8月、同年10月から16年4月までの期間及び同年6月から17年3月までの期間については、申立人が、今回新たに申立てを行った期間であるが、当該期間についても、申立人は、国民年金の加入手続を、いつ、どこで、誰が行ったかについての記憶が無く、当該期間の国民年金保険料の納付は怠ったことはないと主張するのみで、当時の保険料の納付場所、納付方法等について、申立人から具体的な回答を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、今回新たに申立てを行った期間のうち、平成15年10月から16年4月までの期間及び同年6月から17年3月までの期間については、申立人が厚生年金保険に加入していた期間であることから、制度上、国民年金に加入することができない期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 3 年 3 月まで

私の母親は、私が学生であった昭和 62 年 9 月ごろに、母親の友人の息子が国民年金に加入していると聞いたことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が未納期間が無いように納付書により区役所で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 9 月ごろに、その母親が区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、加入手続当時に年金手帳は交付されなかったと述べている上、保険料の納付時期や納付金額の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親が所持している申立期間当時の家計簿には、「保険」、「年金」等の支出項目と金額が記載されているものの、その金額については、当時の国民年金保険料額とは乖離^{かい}している上、申立期間の保険料額が毎年度高くなっているにもかかわらず、複数年度にわたって同一の金額となっていることから、国民年金保険料が含まれているとは考えにくい。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の第 3 号被保険者該当の届出の処理日より、平成 5 年 2 月から同年 3 月ごろと推認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、当該加入手続以前

に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す別の関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4420

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 61 年 2 月まで

私は、21 歳になった昭和 57 年ごろ、区役所で国民年金の加入手続きを行った。その後、国民年金保険料は、いつから開始したかはっきり憶えていないが、61 年 3 月に会社に勤めるまで、私の銀行口座から口座振替で納付していた。私は、銀行の預金通帳を見て、引き落とされている保険料の金額が 5,000 円以上だったので、「高いなあ。」と思ったことを憶えているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、21 歳になった昭和 57 年ごろ、国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、申立人の所持する年金手帳によると、申立人の基礎年金番号は、平成 10 年 10 月 15 日に、申立人の厚生年金保険の記号番号で付番されており、国民年金手帳記号番号の記載も見当たらないことから、申立内容と一致しない上、申立期間当時、国民年金の加入の届出はなされておらず、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料のほとんどを、申立人が取引している銀行の預金口座から口座振替で納付していたと主張しているが、当該銀行より提供された申立人の預金口座の取引記録によると、申立期間の保険料の口座振替の記録は見当たらないことが確認できることから、申立内容と合致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4421

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 57 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 57 年 4 月まで

私が 20 歳になったとき、母親が市役所で、私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。結婚した昭和 57 年 5 月、母親から年金手帳を受け取り、その年金手帳を夫が、結婚した先の住所地の市役所に持参し、国民年金の住所や氏名の変更手続きを行った。その際、その年金手帳を提出し、引換えに後日郵送で、現在所持している年金手帳を受け取った。申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立期間に係る国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付したとするその母親は、既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、結婚したころ、その夫が市役所で申立人の国民年金の住所及び氏名の変更手続きを行った際に、当初所持していた年金手帳を提出し、引換えに後日郵送で、現在所持している年金手帳を受け取ったと述べているが、市役所が申立人の国民年金手帳記号番号が既に存在していることを確認しておきながら、新たに別の手帳記号番号を払い出し、年金手帳を交付するとは考えられないため、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳及びその手帳に記載されている国民年金手帳記号番号で昭和 57 年 5 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しているが、申立期間の保険料を納付するのに必要となる別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から56年3月までの国民年金保険料、同年4月から60年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料及び同年4月から62年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から56年3月まで
② 昭和56年4月から60年3月まで
③ 昭和60年4月から62年3月まで

私は、大学院生であった昭和56年から58年ごろまでの間に区役所で国民年金の任意加入手続を行った。加入手続時にオレンジ色の年金手帳を受け取ったが、現在は持っていない。これまでに交付された年金手帳はその1冊のみである。

申立期間①の国民年金保険料については、私が国民年金に加入したとき、昭和50年12月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得の上、郵便局でまとめて納付した。預貯金を引き出して納付したが、納付書に現金を添えて納付したか、現金のみで納付したか定かではなく、納付後に何を受領したか全く憶^{おぼ}えていない。

申立期間②及び③の国民年金保険料については、まとめて納付したか、定期的に納付したかは定かではないが、付加保険料を含めて郵便局で納付したはずである。

申立期間①が未加入で国民年金保険料が未納とされていること、申立期間②が未加入で付加保険料を含めた保険料が未納とされていること、及び申立期間③の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学院生であった昭和56年から58年ごろまでの間に、国民年金に加入の上、50年12月にさかのぼって国民年金保険料を納付し始めた

述べている。しかし、平成3年3月までは、20歳以上の学生については国民年金への加入は任意であり、任意加入の場合には、被保険者資格取得日は、加入を申し出た日となり、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得し、保険料を納付することができないことから、任意加入手続時にさかのぼって保険料を納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の処理日などから、昭和62年4月ごろと推認でき、その時点では、大学院生であった申立期間①及び②について、任意加入期間であったことから、制度上さかのぼって国民年金に加入することも国民年金保険料を納付することもできない期間である。

さらに、付加保険料については、制度上、納付する旨を申し出た月より前にさかのぼって納付することは認められておらず、オンライン記録から、申立人が付加保険料の納付を申し出た月は昭和62年4月であると確認できることから、申立人は、加入時点において、申立期間③の付加保険料をさかのぼって納付することができず、強制加入被保険者としての資格取得日である60年4月1日にさかのぼって納付可能な定額保険料のみを過年度納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料、申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4423

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月に会社を退職し、母親が私の国民年金の加入手続を行い、結婚する 62 年 4 月まで国民年金保険料も納付してくれていたはずである。61 年 5 月 1 日に国民年金の第 1 号被保険者資格を喪失したことにされているが、資格を喪失する理由も無く、母親からも資格喪失手続きを行ったとは聞いていない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 5 月に国民年金第 1 号被保険者の資格が喪失されていることについて、母親から喪失手続きを行ったことを聞いた記憶は無いと主張している。しかし、申立人が所持する年金手帳には、被保険者資格の喪失日として「昭和 61 年 5 月 1 日」と記載され、申立人が申立期間当時居住していた区のゴム印も押されていることが確認できること、及び 61 年 5 月 28 日付けで同区の国民年金課適用係名で申立人あてに送付された通知において「5 月 19 日に届出があった資格喪失手続きが終わり、手続き時に預かった年金手帳を返却する」旨の記載が確認できることから、申立人の母親は、当該日に申立人の年金手帳を持参の上、同区役所に出向いて申立人の被保険者資格喪失手続きを行ったと考えられる。

また、申立人は、その父親名義の預金口座から振替により国民年金保険料を納付していた可能性があるとして述べており、確かに、申立期間直前までは申立人の父親名義の口座から申立人の保険料が納付されていることが確認できる。しかし、申立期間の保険料については、振替納付されていた形跡は見当たらないことに加え、昭和 61 年 7 月 28 日付けで区の国民年金課から申立人

に通知された「国民年金保険料振替済のお知らせ」には、61年7月15日に納付された保険料として同年4月分のみが記載されている。このことから、通常であれば同年4月から同年6月までの3か月分の保険料が振替納付されるべきであったものが、申立人の母親が同年5月に行った資格喪失手続きを受けて、同区が申立人に関し同年同月以降の保険料についての口座振替納付を停止する手続きを講じたことが推認される。

さらに、申立人は、昭和61年5月1日に国民年金第1号被保険者資格を喪失する理由が存在しないとしている。しかし、申立人は、同年同月ごろはAに勤務しており、Aでは、申立期間当時においては、従業員は、健康保険については国民健康保険組合に加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかったとしていることから、申立人の母親が、申立人が当該健康保険組合の被保険者となったことに伴い、区役所で国民健康保険の資格喪失手続きと同時に国民年金についても資格喪失手続きを行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したいと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 58 年 3 月まで

私は、成人後、帰省した際に父親から「在学中は国民年金保険料を払っておくからな。」と言われた。当時、兄も大学生であり、大変なときに払ってくれたことに対して、申し訳ないと思った。父親はA（職種）で、国に仕えるという意識が強く、国民の義務を怠るようなことはしない人である。その父親が、保険料を払ってあるというのだから、必ず納付してあるはずであり、兄の大学生時代の保険料も父親が納付していたと思う。申立期間の保険料が未加入で納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が成人を迎えた際に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかし、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その父親が国民年金への加入は国民の義務と考えており、大学生時代の申立人及びその兄の国民年金保険料を納付していたはずとしている。しかし、20 歳以上の大学生について、国民年金への加入義務が課せられたのは平成 3 年 4 月からであり、申立期間当時においては、国民年金に加入すること自体が任意であったことから、その父親が申立人を国民年金に加入させていなかったとしても不自然ではなく、現に申立人の兄についても、国民年金に加入していた形跡は認められない。

さらに、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年10月まで

私は、国民年金の加入手続について具体的なことを思い出せないが、申立期間の国民年金保険料の催告状が届いたので、平成10年10月ごろ、私の母親が納付したと思う。私は、申立期間当時においては、外国におり、帰国後、母親に頼んで市役所に行って申立期間の保険料を納付してもらったはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の場所を憶^{おぼ}えていないなど記憶が曖^{あいまい}昧であり、申立人の母親も申立人の国民年金の加入手続を行ったことはないとしているなど、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料についての催告状が届いたので、平成10年10月ごろ、母親に頼んで市役所で保険料を納付してもらったと主張している。しかし、申立人は、保険料の納付に直接関与していないことに加え、申立人が申立期間の保険料を納付してもらったとするその母親は、申立人の保険料を納付したことはないと述べているなど、申立期間の保険料の納付があったとは考え難い。

さらに、オンライン記録では、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続を行っていなかったため、申立人が再就職した後である平成11年8月時点において、加入手続を促す勧奨通知が発行されていることが確認できる上、申立期間は、9年1月の基礎年金番号導入後であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われた中で、金融機関や行政機関において事務処理に誤りがあったとは考えにくいこと、及び当該勧奨通知が発行された時点で

は、既に基礎年金番号を活用して国民年金被保険者期間と厚生年金保険被保険者期間を通じた記録管理が本格的に開始された期間でもあることから、記録管理の信頼性はさらに向上しているものと考えられ、申立人は申立期間においては国民年金に加入しておらず、保険料も納付することができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成元年 12 月まで

私は、20 歳になったころ、国民年金の加入が義務であることを知らなかったため、国民年金に加入していなかった。

その後、時期は分からないが、世帯主である父親あてに、国民年金保険料の督促状のようなものが送られてきたため、父親が、それまで納付していなかった期間の私の保険料を一括で納付した。

父親から、私の国民年金保険料を納付したということを知ったため、国民年金に加入しなければいけないと思った。

そのころ、私は、Aでアルバイトをしていたため、時期は記憶していないが、市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、申立期間の保険料を納付していたとするその父親は既に他界しており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、20 歳に達してから国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて、国民年金の加入手続を行ったのは1回とし、今までに受け取った年金手帳も1冊であるとしている。しかし、申立人が主張するような方法で、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、平成3年に払い出された手帳記号番号とは別の手帳記号番号が必要であり、申立人の主張とは一致しないほか、申立人は、出生時から18年11月までの間、同一市内に居住していることを踏まえると、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の督促状のようなものが送られてきたため、その父親が、それまで納付していなかった申立人の保険料を一括で納付し、その旨を申立人の父親から聞いたため、申立人が、国民年金の加入手続を行ったとしているが、保険料に係る督促状等が届き、その保険料を納付した後に、国民年金の加入手続を行ったとする申立内容は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 50 年*月ごろに、母親が、私の国民年金の加入
手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間
が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 50 年*月ごろに、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付したとするその母親は、49 年ごろに、申立人の兄の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたので、申立期間当時は、申立人、その兄及びその両親の 4 人分の保険料を納付していたと述べているところ、その兄の国民年金の加入手続は、その兄の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、53 年 11 月ごろに行われたものと推認される上、その兄の申立期間の保険料は未納とされていることから、その母親が、申立期間当時、4 人分の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、オンライン記録でも申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、会社を退職してすぐの昭和61年1月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付方法や金額については憶^{おぼ}えていないが、私が、区役所へ行き、納付したと思う。私は、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職してすぐの昭和61年1月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、63年1月ごろに行われたものと推認でき、申立人の主張と一致しない上、申立人が所持している年金手帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、61年4月とされていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年1月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法及び納付金額について、はっきり憶^{おぼ}えていないと述べていることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 51 年 2 月まで

私は、昭和 50 年 7 月に療養するために勤務先を退職した際、私の母親が役場で国民年金の加入手続きを行い、郵便局又は金融機関で国民年金保険料を納付した。その当時、母親が私あてに届いた国民年金に関する郵便物を手にして、「こういったものは 1 か月でも納付しないと将来年金が満額もらえなくなるから、国民年金の加入手続きをして保険料を納付しておくよ。」と言われたことを鮮明に憶えている。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した昭和 50 年 7 月にその母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 50 年 7 月にその母親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、57 年 12 月 22 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、その時点で申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年4月までの期間及び7年9月から8年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月から同年4月まで
② 平成7年9月から8年1月まで

私は、平成8年2月ごろ、入社した会社の総務担当者から、これまで国民年金に加入していない期間があったら、将来のために国民年金に加入するように勧められたので、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行ったが、年金手帳は交付されなかった。その際、申立期間①及び②の国民年金保険料額を聞いたところ、十数万円であったような気がする。納付書もらった記憶は無いが、後日、同社会保険事務所で申立期間①及び②の保険料をさかのぼってまとめて納付した。申立期間①及び②が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年2月ごろに国民年金の加入手続を行い、後日、申立期間①及び②の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているが、申立人は、国民年金に加入した際に年金手帳は交付されなかったと述べている上、納付書もらった記憶も無く、保険料額についての記憶も曖昧であることから、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人が現在所持している年金手帳には、手帳記号番号の記載が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から平成元年8月までの期間、3年4月から同年7月までの期間及び同年9月から4年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年5月から8年3月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年2月から平成元年8月まで
② 平成3年4月から同年7月まで
③ 平成3年9月から4年4月まで
④ 平成4年5月から8年3月まで

私が昭和61年2月に会社を退職したことを契機に、母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その後、平成3年に2度会社を退職した際に、その都度自分で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、母親が納付していたはずであり、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間④の国民年金保険料については、母親が納付していたが、私が結婚後に転居した平成8年4月ごろ、転居先に転居前の区役所から申立期間④の納付書が送られてきて、私の妻が自宅付近の金融機関で保険料を重複納付してしまったので、申立期間④の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和61年に会社を退職したのを契機に、母親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親からは証言が得られないことから、

申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人がその母親から受け取ったとする年金手帳は、申立人が昭和58年4月に厚生年金保険に加入した際に交付されたものであり、その手帳には、平成6年5月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されていることから、申立期間①、②及び③は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人は、申立期間④の国民年金保険料をその母親が納付していたにもかかわらず、申立人の妻が申立期間④の保険料を重複納付してしまったと主張しているが、制度上、保険料の納付書は住民登録が行われている市区町村から発行されることから、平成8年4月に転居していた申立人に対して、既に納付済みとなっている申立期間④について、重複して納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立期間④の国民年金保険料を重複納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間④の保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間④の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から4年3月まで
私が20歳になった平成元年*月に、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が平成元年*月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日に、当時、共済組合員であった者に対して払い出された番号であり、当該番号では、申立期間の国民年金保険料を納付することはできず、申立期間の保険料を納付するために必要となる国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金については、詳細は定かではないものの、私の夫が市役所の支所で加入手続を行ったと思う。国民年金保険料についても、詳細は定かではないものの、私の夫が納付していたはずであり、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人によれば、その夫から当時の記憶について証言を得ることは困難であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、第 3 号被保険者となった昭和 61 年 4 月から国民年金の資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 300 か月に及び、かつ、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住していることから、これだけの長期間にわたり事務処理を同一の行政機関が続けて誤ることも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月

私は、申立期間である平成18年6月当時、海外に在住しており、育児のために国内に在住していた私の妻が私たち夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料については、自宅に送付されてきた納付書により自宅付近のコンビニエンスストア又は妻の実家付近のコンビニエンスストアで夫婦二人分を一緒に納付した。妻の申立期間の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料を、自宅に送付されてきた納付書によりコンビニエンスストアで納付したと主張しているが、申立人の平成18年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている保険料額は、同年に納付したことが確認できる申立人の同年4月及び同年5月の2か月分の保険料及びその妻の17年10月から18年6月までの9か月分の保険料の合計額と一致することから、同年に申立期間の保険料は納付されていなかったと考えるのが合理的である。

また、申立人の平成19年分及び20年分の給与所得の源泉徴収票摘要欄には、それぞれ国民年金保険料等の金額は0円と記載されていることから、19年及び20年も保険料を納付しなかったと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に、区役所の年金課で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、夫の分と一緒に区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、区役所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付時期及び保険料額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、その夫も保険料が未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年12月に払い出されており、その後、39年1月までさかのぼって国民年金保険料を納付していることが確認できるが、それ以前の申立期間の保険料までさかのぼって納付していたとする事情はうかがえない上、申立人は、継続して同一区内に居住していることから、当該払出以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から63年12月まで

私は、平成2年12月に離婚して実家に転居し、区役所で転入届を提出した際に、国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の職員から、今なら20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができるかと案内されたので、父親にお金を工面してもらい、翌日、同じ窓口で未納期間の保険料をすべて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年12月に区役所で転入届を提出した際に、国民年金の加入手続を行い、その際に、窓口の職員から、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができるかと案内されたので、翌日、同じ窓口で未納期間の保険料をすべて納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付したとする同年同月には、申立期間の保険料を納付することができる特例納付は実施されていないこと、及び申立人は、納付金額についての記憶が無いことから、申立人が、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年1月から同年2月までの間に払い出されており、その時点で、国民年金保険料を納付することが可能であった申立期間直後の元年1月から2年2月までの保険料は、過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人がさかのぼって納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月

私は、平成3年12月20日に勤務先を退職し、同年同月中に約1時間かけて社会保険事務所（当時）へ行き、国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、私が、加入手続と同時に納付したと思う。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年12月20日に勤務先を退職し、同年同月中に約1時間かけて社会保険事務所へ行き、国民年金の加入手続を行い申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、国民年金の加入手続及び現年度保険料の収納事務は市町村で行われていたことから、社会保険事務所でこれらの手続を行ったとは考え難い。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に、年金手帳を持参したり、交付された記憶は無く、今までに交付された年金手帳は、現在所持している手帳1冊のみであるとしており、その手帳には、国民年金の加入記録の記載が無いことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から62年12月まで
私がA職種の養成学校の学生のところ、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間当時の国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとするその母親は、加入手続及び保険料の納付についての時期、場所及び方法等の記憶が曖昧であり、当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間当時、申立人とその母親は、異なる住所地に住民登録し、お互いの住所地は遠距離であったこと、及びその母親は、「当時、生活に余裕がなく、娘（申立人）の所へ行くお金があったら、仕送りをしてあげたかったので、全然行かなかった。」などと述べていることを踏まえると納付していた事情をうかがうことはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月

私は、平成4年4月に会社に就職したとき、国民年金保険料の口座振替を停止する手続を行っていなかった。同年5月に、区役所から、同年1月から同年3月までの保険料が引き落とされた旨の通知が届いたので、このままでは口座振替が継続してしまうと思い、区役所で停止する手続を行ったが、手続が遅かったことから、申立期間の保険料が引き落とされてしまった。

私は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたので、国民年金保険料を重複して納付してしまった場合、保険料が還付されるはずであるが、還付された記憶は無い。申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年5月に区役所から口座振替の通知が届いた際に、区役所で口座振替を停止する手続を行ったと主張しているところ、申立人は、同年1月から同年3月までの国民年金保険料の引き落としに関する同年5月13日付けの区役所からの通知を所持しており、同通知を見て連休明けに区役所へ行き、口座振替を停止する手続を行ったことを鮮明に記憶していることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料が口座振替されてしまった際に通帳をその母親に見せたと申述しているところ、その母親から「娘（申立人）が厚生年金保険に加入してからも、保険料が振替された通帳を見た。」と証言している。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて

納付しており、口座振替を利用するなど、保険料の納付意欲は高かったと認められるとともに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

神奈川国民年金 事案 4440

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年12月まで

私は、昭和52年3月に学校を卒業し、同年4月に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により、1か月当たり3,600円ぐらいを2、3か月ごとに郵便局で納付していた。

その後、昭和53年に結婚し、年金手帳に記載された氏名が旧姓のままになっていたため、55年1月ごろ、夫に氏名変更手続を依頼したところ、新しい手帳が交付され、古い手帳は返してもらえなかった。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月に市役所で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が納付したとする保険料額は、納付済みとなっている55年1月以降の保険料額とおおむね一致するが、申立期間の保険料額とは乖離している。

また、申立人の氏名変更手続を行ったとするその夫は、申立人の種別変更手続のため、申立人の年金手帳を職場に提出した記憶はあるものの、氏名変更手続を行った記憶は無いと述べるなど、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、昭和55年1月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人の年金手帳でも同様の記録となっていることから、申立期間は国民年金に未加入で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年3月まで

私が20歳になった平成元年*月ごろ、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、「学生だけれど、国民年金保険料を納付する。」という話を聞いた。母親は、姉及び兄についても20歳のときに国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したと話しており、私の保険料だけ納付していないということはないと思う。

私は、母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成元年*月ごろ、母親が国民年金の加入手続きを行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者は、学生が国民年金に強制加入することとなった3年4月ごろ加入手続きを行っていることがうかがえることから、申立人も同年同月ごろ加入手続きを行ったと推認できることに加え、申立人はこれまで年金手帳を1冊しか受け取ったことはないとし、その年金手帳にも、「初めて被保険者となった日」は、学生が強制加入となった3年4月1日と記載されていることから、申立内容と合致しない上、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時大学生であり、上述のとおり、学生が国民年金に強制加入することとなる平成3年4月までは、国民年金に加入するに

は、制度上、任意加入することとなり、さかのぼって国民年金保険料を納付することもできない上、その母親が申立期間の保険料について、一緒に納付していたとする申立人の兄も、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、申立内容と合致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4442

第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月及び同年7月

私は、平成14年5月に会社を退職後、申立期間の国民年金の加入勧奨の通知が届いたことから、役所に行き、加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書によりコンビニエンスストア又は役所の窓口で2か月分の保険料として数万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年5月に会社を退職後、自宅に国民年金の加入勧奨の通知が届いたため、役所で国民年金の加入手続を行い、納付書によりコンビニエンスストア又は役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続について、同年7月の転居前の居住地で行ったのか、あるいは転居後の居住地で行ったのか^{おぼ}憶えていないと述べている上、保険料の納付場所及び納付時期等についても記憶が定かではないことから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、同番号に基づいて国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた上、14年4月以降の社会保険庁（当時）が金融機関等を通じて直接国民年金保険料を収受する体制となった状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4443

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から50年3月まで

私は、昭和44年6月ごろ、父親から「今、国民年金に加入すれば、2年間さかのぼって20歳からの国民年金保険料を納付することができる。」と勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、金融機関で口座振替により毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で口座振替により国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、当時、申立人が居住していた市では、47年10月から口座振替制度が始まっていることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人が当時居住していた区では、昭和52年8月に住居表示が実施され住所の表記が変更されているが、申立人が所持している年金手帳には、変更後の住所のみ記載されていることから、申立人は、同年同月以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年2月に払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

また、申立期間のうち、昭和36年12月から50年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から同年11月まで
② 昭和36年12月から50年3月まで

私の妻が第三者委員会に年金記録確認に係る確認申立てを行ったところ、その調査の過程で、私自身も妻と私の姉と同時に国民年金に加入し、昭和36年12月から50年3月まで国民年金保険料を納付していたこと、及び当該期間については厚生年金保険の加入期間であったにもかかわらず、誤って資格を取得させたことを理由に保険料が還付された記録があることを知った。日本年金機構によれば、同年6月に5万5,350円を還付しているということであるが、具体的な還付方法は記録が無く分からないとのことだった。13年以上も、加入する必要のない国民年金に加入させられ保険料を徴収されていたことについて、還付するという知らせを受けていれば印象的な出来事として憶えているはずであるし、還付されたとするその金額も当時は大金だったと思うので憶えているはずだと思うが、私にも私の妻にもその記憶は無い。申立期間②の保険料が還付したとされていることに納得がいかない。

私の母親は、私と私の妻及び私の姉を国民年金に加入させ、昭和36年4月から国民年金保険料を納付していた。私の妻は、未納とされていた同年8月から37年3月までの期間の保険料が第三者委員会によって納付済みに記録が訂正された。私の申立期間①についても保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立人の妻が行った妻自身の当委員会への年金記録に係る確認申立ての調査の過程で、申立人、申立人の妻及び申立人の姉の3人が同時に国民年金に加入していたことを知ったと述べている。国民年金手帳記号番号払出簿によれば、当該3人には連番で手帳記号番号が払い出されていたことが確認でき、申立人の被保険者台帳は特殊台帳としてマイクロフィルムで保管されており、当該台帳には、申立人の主張のとおり、昭和36年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料額5万5,350円を同年6月に還付した記載がある。
- 2 申立期間②について、前述のとおり、申立人の特殊台帳には、昭和36年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料額55,350円を同年6月に還付した記載があり、当該保険料額は、申立人が実際に同期間に国民年金に加入し保険料を納付した場合の金額と一致している。

また、申立人は還付が行われたとされる昭和50年当時において、31年6月から引き続き厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、申立期間は国民年金に加入できず、国民年金保険料を納付する義務もなかったことから、理由は不明であるが、50年6月ごろ厚生年金保険と国民年金に重複して加入をしていたことが判明し、いったん徴収した保険料を還付し、そのことが被保険者台帳に記載されたと考えても特段不合理ではない。

確かに、申立人が13年以上にわたって加入する必要のない国民年金に加入の上、国民年金保険料を納付したことは明らかに事務処理上不合理ではあるが、このことをもって還付の手續自体が行われなかったとまで推認することは難しく、還付は適正に行われたものと認められる。
- 3 申立期間①について、夫婦は、夫婦の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は申立人の母親が行ったとしている。1で述べたとおり、夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認でき、かつ、申立人の妻は昭和36年度の保険料を12か月すべて納付していることを考え合わせると、申立人の母親が申立人の妻の保険料を納付しながら、息子である申立人の申立期間の保険料を納付しなかったとすることは不自然である。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、申立人は、当該期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

また、申立期間のうち、昭和 36 年 12 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月、47年5月及び48年11月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年12月
② 昭和47年5月
③ 昭和48年11月から53年3月まで

私は、昭和45年12月に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、会社を退職したり、会社が厚生年金保険未適用事業所に変更になった際も、その都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を市役所で行った。国民年金保険料については、市役所の窓口や集金人に納付していたことを憶えており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、厚生年金保険の資格を喪失するたびに、市役所で国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日より、昭和53年10月ごろと推認できることから、申立人の主張と一致せず、申立人は、申立期間①、②及び③から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳について、昭和36年ごろに厚生年金保険に加入した際に交付を受け、当該手帳を使用して国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その手帳の様式から49年11月以降に発行された手帳であることが確認できることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を市役所の窓口や集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 10 月ごろに払い出されていることから、当該期間の保険料は過年度保険料となり、当時、同市役所の窓口や集金人に過年度分の保険料は納付することができなかったことを考え合わせると、当該期間の保険料は納付しなかったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 5 月 31 日まで
平成 20 年 10 月ごろに社会保険事務所（当時）の担当者 2 名が来訪した際に、私の申立期間の標準報酬月額が 22 万円であることを知った。会社の経理、社会保険事務は妻に任せていた。8 年 4 月に会社は倒産したが同年 6 月には債権者会議（そきゆう）を開き配当も行っている。保険料の滞納処分を受けたことは無く、遡及訂正の届出も行っていないのに、全喪後に訂正処理されているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 7 年 10 月から 8 年 4 月までは 59 万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（8 年 5 月 31 日）より後の同年 6 月 17 日付けで、さかのぼって 22 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A 社の社会保険事務担当だった申立人の妻は、「平成 8 年 5 月下旬ごろ、社会保険事務所の職員 2 名が来訪した。」と供述している。

さらに、申立人は「社会保険事務はすべて妻に任せており、遡及訂正（そきゆう）に関しては定かではないが、厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の手続については事後報告を受けて同意していたと思う。」と供述していることから、当該訂正処理について、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意又は一切の関与も無しに無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 1 日から 22 年 3 月 26 日まで

私は、昭和 17 年 1 月から A 社 B 事業所に勤務し、21 年夏ごろ同社 B 事業所 C 支所に転勤したが、同年 7 月 1 日から 22 年 3 月 26 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間になっていないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社 B 事業所 C 支所に勤務していたと述べている。

しかし、A 社 B 事業所 C 支所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が、同社 B 事業所から同社 B 事業所 C 支所へ転勤した当時の同僚として名前を挙げた 4 名は、連絡先が不明なため、申立人の勤務実態を聴取することができない。

また、申立人の A 社 B 事業所における同僚 3 名は、「申立人が A 社 B 事業所 C 支所に申立期間当時に勤務していたとの記憶は無く、申立期間当時の同社 B 事業所 C 支所は操業できる状態ではなかった。」と供述している。

さらに、A 社は「A 社 B 事業所 C 支所を社史で調べたが、昭和 26 年再開、32 年休山と書いてあるのみで 26 年以前については分からない。社会保険関係は、当時の届出書が残っていないので分からない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月 1 日から 59 年 6 月 1 日まで
② 昭和 59 年 6 月 1 日から 60 年 7 月 15 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社及びB社（現在は、C社）の記録が無い旨の回答をもらったが、申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、いずれもパートタイム従業員として勤務しており、毎月の給与から保険料を控除されていた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人を雇用する際に面接したとするA社D工場の工場長の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社D工場にパートタイム従業員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社D工場の工場長及び複数の同僚は、申立期間当時、同社では正社員以外に厚生年金保険の被保険者はいなかったと供述しており、当該工場長は、パートタイム従業員であった申立人についても厚生年金保険の被保険者とはさせていなかったとしている。

また、夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該期間において、申立人は、夫の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保管していない。

申立期間②について、C社から提出された従業員台帳から、当該期間において、申立人は、B社で臨時社員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚は、

就業形態について、いずれも正社員又は準社員であったと供述しており、臨時社員又はパートタイム従業員はいない。

また、夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間の一部において、申立人は、夫の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 10 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①及び②について、私はB係としてA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 4 月 1 日であり、当該期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、複数の同僚が、当該期間は、開店のための準備期間であった旨を供述しており、そのうち1名は、「当該期間については、厚生年金保険料の控除は無かった。」旨の供述をしている。

申立期間②については、複数の同僚の証言から、申立人が、当該期間にA社の店舗に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は昭和 38 年 5 月 31 日に解散している上、オンライン記録において、申立人を含む同社の被保険者 31 名全員が同社の解散の日と同日に資格を喪失しており、当該期間については厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できる。

また、当時の同僚の1名は、「A社が倒産し、別会社を買収することになった。店舗は営業を続けていたのだが、給料は別会社から出ていた。同社の倒産後は、保険料を控除されていなかったと思う。」と供述している。

さらに、A社は既に解散しており、事業主及び清算人の連絡先も不明のため、申立人の厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②において厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和37年1月15日から39年11月18日までの期間及び同年12月11日から40年7月5日までの期間、申立期間②のうち42年10月26日から44年7月10日までの期間、申立期間③のうち45年2月26日から同年11月18日までの期間及び同年12月1日から同年12月30日までの期間、申立期間④のうち47年9月29日から50年9月29日までの期間、申立期間⑤のうち同年10月30日から51年5月10日までの期間及び同年8月21日から同年8月31日までの期間、申立期間⑥のうち52年6月30日から54年2月2日までの期間及び同年8月31日から57年12月30日までの期間並びに申立期間⑦のうち58年8月19日から60年12月30日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち昭和39年11月18日から同年12月11日までの期間、申立期間②のうち42年8月31日から同年10月26日までの期間、申立期間③のうち44年8月15日から45年2月26日までの期間及び同年11月18日から同年12月1日までの期間、申立期間④のうち47年2月25日から同年9月29日までの期間、申立期間⑤のうち51年5月10日から同年8月21日までの期間、申立期間⑥のうち54年2月2日から同年8月31日までの期間並びに申立期間⑦のうち58年6月2日から同年8月19日までの期間に係る厚生年金保険記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月15日から40年7月5日まで
② 昭和42年8月31日から44年7月10日まで
③ 昭和44年8月15日から45年12月30日まで
④ 昭和47年2月25日から50年9月29日まで
⑤ 昭和50年10月30日から51年8月31日まで
⑥ 昭和52年6月30日から57年12月30日まで

⑦ 昭和 58 年 6 月 2 日から 60 年 12 月 30 日まで
申立期間①において、A 社（現在は、B 社）で N 業務に従事し、一生
懸命働いた。

申立期間②において、C 社で O 業務に従事した。

申立期間③において、D 社（当時は、M 社）の P 工場で働いた。

申立期間④において、E 社で Q 業務に従事した。

申立期間⑤において、F 社で R 業務に従事した。

申立期間⑥において、G 社（当時は、H 社。現在は、I 社）で S 職と
して勤務した。

申立期間⑦において、J 社で S 職として勤務した。

私は、20 年以上働いてきたにもかかわらず、厚生年金保険の加入期
間が 65 か月間しかないことに非常に驚いている。それぞれの申立期間
が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めて、年金を受け取れ
るようにしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資
格取得確認および標準報酬決定通知書並びに健康保険厚生年金保険被保険
者資格喪失確認通知書により、事業主は申立人について、資格取得日は昭
和 39 年 11 月 18 日、資格喪失日は同年 12 月 11 日として社会保険事務所
（当時）に届け出たことが確認できる上、資格取得日及び資格喪失日はい
ずれもオンライン記録と一致している。

また、申立期間①のうち、昭和 37 年 1 月 15 日から 39 年 11 月 18 日ま
での期間及び同年 12 月 11 日から 40 年 7 月 5 日までの期間について、申
立人から同僚についての供述が得られない上、A 社に在職していた複数の
者に照会したが、申立人が当該期間に勤務していたことを記憶している同
僚は見当たらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての
証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、C 社が保管する失業保険被保険者資格喪失確認通
知書における申立人の離職日は昭和 42 年 10 月 25 日となっており、オン
ライン記録における資格喪失日が同年 10 月 26 日となっていることと符合
する。

また、C 社は当該確認通知書以外に申立期間②当時の資料が無い
ため、申立人の申立期間②のうち、昭和 42 年 10 月 26 日から 44 年 7 月 10 日ま
での期間における厚生年金保険料の控除については不明であると回答して
いる。

さらに、当該期間について、申立人から同僚についての供述が得られな
い上、C 社に在職していた複数の同僚に照会したものの、申立人が勤務し

ていたことを記憶している者はいなかった。

申立期間③について、D社が保管する申立人に係る労働者名簿では、申立人の離職日は昭和45年2月25日となっており、M社に係る厚生年金保険被保険者資格の最初の喪失日が同年2月26日となっていることと符合する。

また、M社に係る申立人の雇用保険記録において、資格取得日は昭和45年11月18日、離職日は同年11月30日となっており、オンライン記録において、同社に係る2回目の資格取得日が同年11月18日、資格喪失日が同年12月1日となっていることと符合する。

さらに、申立期間③のうち、昭和45年2月26日から同年11月18日までの期間及び同年12月1日から同年12月30日までの期間について、申立人から同僚についての供述が得られない上、M社に在職していた複数の同僚に照会したものの、申立人が勤務していたことを記憶している者はいなかった。

申立期間④について、申立人のE社に係る雇用保険の加入記録はオンライン記録と符合する上、同社が保管する資料に記載されている申立人の厚生年金保険及び健康保険に係る資格喪失日もオンライン記録と一致する。

また、申立期間④のうち、昭和47年9月29日から50年9月29日までの期間について、申立人から同僚についての供述が得られない上、E社に在職していた複数の同僚に照会したものの、申立人が勤務していたことを記憶している者はいなかった。

申立期間⑤について、F社に係る申立人の雇用保険の加入記録はオンライン記録と符合する。

また、F社は申立期間⑤当時の資料等が無いため、申立人の申立期間⑤のうち、昭和50年10月30日から51年5月10日までの期間及び同年8月21日から同年8月31日までの期間について、勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

さらに、当該期間について、申立人から同僚についての供述が得られない上、F社に在職していた複数の同僚に照会したものの、申立人が勤務していたことを記憶している者はいなかった。

申立期間⑥について、H社に係る申立人の雇用保険の記録により、昭和54年1月11日から同年8月31日までの期間について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、I社が保管する健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書並びに健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人について、資格取得日は昭和54年2月2日、資格喪失日は同年8月31日として、K健康保険組合に届け出たことが確認でき、当該取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、企業年金連合

会社が保管するL厚生年金基金における資格取得日及び資格喪失日とも一致している。

また、I社は、当該期間当時、厚生年金保険、健康保険及び厚生年金基金は一体加入であったと回答している。

さらに、申立期間⑥のうち、昭和52年6月30日から54年2月2日までの期間及び同年8月31日から57年12月30日までの期間について、申立人から同僚についての供述が得られない上、H社に在職していた複数の同僚に照会したところ、厚生年金保険の資格取得日が56年9月1日であることが確認できる1名から、「私が同社に入社したのは、54年10月であったが、当時、会社は社会保険料の負担を軽減するためS職を一定期間厚生年金保険に加入させなかった。」旨の証言があり、同社では当時、S職を採用した後、一定期間経過してから厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和54年8月31日であることについて、53年1月から55年12月までの期間にH社に係る被保険者資格を喪失した者について調査したところ、月末が喪失日とされている者が多数いることが確認できたことから、申立期間⑥当時、同社において、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を月末日とする取扱いがあったことがうかがえる。

申立期間⑦について、J社が保管する健康保険厚生年金保険失業保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険及び健康保険に係る資格喪失日は昭和58年8月19日となっており、オンライン記録と一致する。

また、申立期間⑦のうち、昭和58年8月19日から60年12月30日までの期間について、申立人から同僚についての供述が得られない上、J社に在職していた複数の同僚に照会したものの、申立人が勤務していたことを記憶している者はいなかった。

このほか、申立人に係る申立期間①のうち昭和37年1月15日から39年11月18日までの期間及び同年12月11日から40年7月5日までの期間、申立期間②のうち42年10月26日から44年7月10日までの期間、申立期間③のうち45年2月26日から同年11月18日までの期間及び同年12月1日から同年12月30日までの期間、申立期間④のうち47年9月29日から50年9月29日までの期間、申立期間⑤のうち同年10月30日から51年5月10日までの期間及び同年8月21日から同年8月31日までの期間、申立期間⑥のうち52年6月30日から54年2月2日までの期間及び同年8月31日から57年12月30日までの期間並びに申立期間⑦のうち58年8月19日から60年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①のうち昭和39年11月18日から同年12月11日までの期間についてはA社において、申立期間②のうち42年8月31日から同年10月26日までの期間についてはC社において、申立期間③のうち44年8月15日から45年2月26日までの期間及び同年11月18日から同年12月1日までの期間についてはM社において、申立期間④のうち47年2月25日から同年9月29日までの期間についてはE社において、申立期間⑤のうち51年5月10日から同年8月21日までの期間についてはF社において、申立期間⑥のうち54年2月2日から同年8月31日までの期間についてはH社において、申立期間⑦のうち58年6月2日から同年8月19日までの期間についてはJ社において、既に厚生年金保険の被保険者となっていることから当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月ごろから同年 8 月ごろまで
② 昭和 39 年 3 月 14 日から 40 年 3 月ごろまで

私は、申立期間①について、A社（現在は、C社）B営業所にF職として勤務していたが、その期間の厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

また、昭和 39 年 2 月ごろから 40 年 3 月ごろまでは、G職としてD社E支社に勤務していたが、申立期間②に勤務した期間の記録が無い。

いずれも勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している同僚 6 人のうち 3 人がA社に係る厚生年金保険の加入記録を確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社及び同社B営業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が前任者としている同僚及び特に親しかったとしている同僚のいずれも厚生年金保険被保険者として氏名が確認できない。

また、A社及び同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に被保険者となっている者11人に照会したところ5人から回答があったが、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる供述を得ることができなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人は当該期間において、国民年金の保険料の申請免除期間であったことが確認できる。

申立期間②について、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、D社E支社に係る船員保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に被保険者となっている 11 人に照会したところ 3人から回答があり、給与担当であった者は、「昭和 39 年 8 月に同社E支社が閉鎖され退職した。申立人は自分より先に退職した。」としており、ほかの 2 人は、「申立人の記憶は無いが、同社E支社は 39 年 7 月ごろ閉鎖した。」としている。

また、オンライン記録において、D社E支社は、申立期間中の昭和 39 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は、当該期間を含む同年 3 月から 48 年 3 月まで国民年金保険料の申請免除期間であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 11 月 21 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していた。在職中、病気にかかり、健康保険の被保険者として健康保険被保険者証を使用した記憶があるので厚生年金保険に加入していたことは確かである。

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間の被保険者記録が無いが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、病気治療のために健康保険の被保険者として健康保険被保険者証を使用したとしているものの、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年12月1日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時のA社に勤務していた同僚の氏名を記憶していない上、同社によると、申立期間当時の事業主は死亡しており、人事関係資料も保管されていないため、申立人に係る勤務状況を確認することができない。

さらに、申立人が入院したとするB病院は、「昭和48年の患者名簿に記録されている申立人に係る健康保険の種類は、国民健康保険である。」と回答しており、申立期間に係る48年当時は、厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 10 日から 52 年 4 月 11 日まで
オンライン記録によると、A社（現在は、B社。本社機能はC社）で勤務していた昭和 51 年 2 月 10 日から 52 年 4 月 11 日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。50 年 11 月にいったん退職したが、会社からの依頼を受けて 51 年 2 月 10 日に復職し、54 年 2 月 1 日まで勤務した。厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する便せんには、「証明書」と記載されており、A社の社名と昭和 51 年 2 月 10 日という日付が確認できる。

しかし、B社及びC社の人事担当者は、複数回の会社統廃合により、申立期間当時の資料を保管していないため詳細は不明としているが、同社では雇用形態を問わず、社会保険の加入条件を満たす従業員は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に同日付けで加入させていると証言しているところ、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、オンライン記録と一致している。

また、申立人が名前を挙げた申立期間当時の同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できない。

さらに、複数の同僚に照会を行ったものの、申立人の勤務実態をうかがわせる供述を得ることができず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人の加入記録は、昭和 48 年 9 月 5 日に被保険者資格を取得し、50 年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失後、52 年 4 月 11 日に被保険者資格を再取得し、54 年 2 月 1 日に被保険者資格を再喪失して

おり、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月ごろから 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 8 月 31 日から 38 年 5 月ごろまで

私は、昭和 36 年 4 月ごろから 38 年 5 月ごろまで A 社に 2 年ほど勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、37 年 4 月からの 4 か月しか記録が無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①のうちの一部期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 4 月 1 日であり、申立期間①には適用事業所になっていないことが確認できる。

また、昭和 37 年 4 月 1 日以前から A 社に勤務していたとする複数の者に聴取したものの、同日以前の期間における厚生年金保険料の控除がうかがえる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険記号番号払出簿から、昭和 37 年 4 月 1 日であることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、昭和 37 年 10 月 1 日に A 社において被保険者資格を取得した者及び 38 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得した者は、申立人を記憶しておらず、申立人も当該 2 名を記憶していない。

また、このほか複数の同僚に聴取したが、申立人が当該期間に勤務していたことを記憶する者はいなかった。

このほか、申立人は申立期間における給与明細書等の資料を所持してお

らず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4097 (事案 1072 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月から25年2月まで

私は、昭和23年6月から25年2月まで、A事業所に勤務していた。当時の事務職員の名前が判明し、在職中、C業務をしていた際に事故を起こしたことを思い出したため、申立期間について再度調査をし、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所及び同事業所を管轄するB事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、同事業所は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することは考えられない旨の回答があり、このほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがえる証言が得られなかったとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに当時のことを知る者の名前及び当時のA事業所の複数の職員の名前を挙げており、申立人が名前を挙げた上記の者から、申立人がA事業所に勤務していた旨の証言を得ることができたため、当時、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の者のうち、オンライン記録で氏名の確認できた者は、申立期間に厚生年金保険被保険者記録は無く、また、死亡又は連絡先が不明であり証言を得ることはできなかった。

また、B事業所からも、当時のC事故の記録については資料の保管が無く、新たな証言等を得ることはできなかった。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月から 32 年 3 月まで

私は、昭和 30 年 6 月から 32 年 3 月まで、定時制高校に通いながら、C 地区にあった A 事業所に雇用され、D 業務をしていた。

A 事業所の前の B 社における勤務期間が、氏名の相違により社会保険事務所（当時）において認められた経緯もあり、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、採用時及び退職時の状況を詳細に記憶しており、申立期間に A 事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の A 事業所の役職者は、同事業所においては、当時労働組合による労働環境の整備が進められ、健康保険及び将来に影響する年金の扱いは厳密に行われており、正社員は確実に加入させていたが、パート、アルバイトなどは加入させていなかった旨を回答している。

また、申立人は、当時定時制高校に通うため 1 時間ほど勤務時間を短縮してもらっていたと述べているが、複数の同僚は、正社員であれば勤務時間の短縮は認められなかった旨の供述をしている。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても、B 社の被保険者記録のみが確認できる上、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間には健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の当時の氏名も確認できない。

加えて、A 事業所の現在の総務担当者は、当時の書類は既に処分され厚生年金保険の扱いについて不明であると回答しているほか、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料を所持して

いない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月ごろから同年 11 月ごろまで
② 昭和 55 年 9 月 20 日から 56 年 5 月 20 日まで
③ 平成 5 年ごろから 6 年 8 月ごろまで
④ 平成 6 年 9 月ごろから同年 12 月ごろまで

私は、昭和 54 年 6 月ごろから同年 11 月ごろまでは A 社（現在は、B 社）、55 年 9 月 20 日から 56 年 5 月 20 日までは C 社（後に D 社）、平成 5 年ごろから 6 年 8 月ごろまでは E 社、同年 9 月ごろから同年 12 月ごろまでは F 社に勤務していたが、その間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社に勤務していたと述べている。

しかし、当該期間において、申立人は G 社の厚生年金保険の被保険者期間中であり、申立人は同社に勤務していたことを認めている上、同時に二つの事業所に勤務していたことはないと述べていることから、申立内容に矛盾が生じている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間及びその前後において申立人の氏名は見当たらず、当該期間に欠番は無い。

申立期間②について、申立人は C 社に勤務していたと述べている。

しかし、D 社の元事業主（当該期間は C 社に勤務）は、「申立人は C 社には勤務していなかった。」と述べており、当該期間当時に C 社に勤務していた複数の者も、「申立人は C 社ではなく、同社と同じフロアにあった H 社の従業員であった。」と証言している。

また、H 社の事業主は、「申立人は H 社の従業員であったが、当該期間

当時、同社は厚生年金保険の適用事業所にはなっていなかった。」と述べているところ、同社が適用事業所となったのは平成元年4月1日であることが確認できる。

申立期間③について、当該期間の一部期間において、E社に係る雇用保険の記録が存在していることから、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、E社の事業主は、「E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年8月1日であるので、申立人が勤務していたとする当時は雇用保険のみ加入させていた。」と述べている上、当該期間当時から同社に勤務していた元従業員は、「平成4年9月に入社してから9年8月までは厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

申立期間④について、F社の事業主は、「いつまで勤務していたかは確認できないが、申立人が平成6年9月26日に入社したことが記されたメモが残っている。」と述べていることから、期間は定かではないが申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の事業主は、同時に「厚生年金保険に加入させていた従業員の書類はすべて残っているが、申立人の記録は無いことから、申立人を厚生年金保険には加入させていなかった。」と述べている。

また、申立人が所持しているF社に係る公共職業安定所の求人票には、備考欄に「試用期間あり（平均2～3か月）」と記載されている。

さらに、当該期間当時にF社に勤務していた複数の者は、「F社では、入社当初、3か月ぐらいは試用期間があった。」と述べていることから、申立人は試用期間中に退職したために、同社では厚生年金保険の被保険者とはならなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間①から④までの期間について厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月6日から36年4月1日まで

夫は、申立期間において勤務していたが、被保険者記録が無い。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者となっている者のうち、住所が判明した11人に照会したところ、7人から回答があり、そのうちの複数の者が、「申立人は昭和35年7月ないし8月にアルバイトとして入社した。」と供述していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の経理担当者は、「アルバイトと試用期間中の社員は、厚生年金保険に加入させない取扱いがあった。」と供述している。

また、上記7人のうち1人は、「被保険者資格の取得前の期間については、保険料の控除は無かった。」と証言している。

さらに、A社から提出された人事記録によると、申立人は昭和35年12月20日に入社し、36年4月1日に厚生年金保険に加入したこととなっており、これはオンライン記録及び雇用保険の記録とも一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月から同年12月1日まで
② 昭和26年10月5日から同年11月1日まで
③ 昭和26年11月1日から27年5月10日まで
④ 昭和32年5月16日から同年12月1日まで

私は、中学校を卒業して、昭和25年5月にA社に入社し、E業務をしていた。ところが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年12月1日に資格を取得したことになっており、申立期間①の記録が無い。

私がA社に勤務していた昭和26年に、B社で勤務していた父から、会社に採用してもらえるよう頼んであるから同社と一緒に働くように強く勧められ、同年10月末までA社で勤務し、翌日、B社に転職した。ところが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年10月5日にA社で資格を喪失したことになっており、申立期間②の記録が無い。

B社には昭和26年11月1日に入社し、父と兄と一緒にF業務をしていた。ところが、厚生年金保険の被保険者記録では、27年5月10日に資格を取得したことになっており、申立期間③の記録が無い。

私がB社に勤務した期間は、6年間だったので、退職したのは、昭和32年11月30日のはずである。ところが厚生年金保険の被保険者記録では、同年5月16日に資格を喪失したことになっており、申立期間④の記録が無い。

これらの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和25年5月からA社に勤務していたと主張しているところ、C防衛事務所が保管する連合国軍関係常用使用

人登録票によると、申立人の雇入れ日は昭和 25 年 10 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、A社での被保険者資格取得日が申立人と同日である複数の同僚に照会したものの、申立人が、昭和 25 年 5 月から同年 10 月 1 日までの期間において、同社に勤務していたことの証言を得ることはできなかった。

さらに、A社を管轄するD 渉外労務管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社での被保険者資格を取得した昭和 25 年 12 月 1 日と同日に資格を取得している者が 124 名おり、これは、同社に係るほかの資格取得日と比較すると著しく多いことから、当時、事業主は一定期間に採用した者を同年 12 月 1 日にまとめて加入させていたことが認められる。

申立期間②について、申立人は、昭和 26 年 10 月末日までA社に勤務したと主張しているところ、上記の連合国軍関係常用使用人登録票によると、申立人の退職日は同年 10 月 4 日となっており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

また、複数の同僚に照会したものの、当該期間について、申立人がA社に勤務していたことを確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、A社を管轄するD 渉外労務管理事務所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①及び②に係る給与関係資料等を確認することはできない。

申立期間③について、申立人が提出した当時の写真から、昭和 26 年 11 月ごろにB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、G関係の仕事をしていたと供述しているところ、申立人と同様の業務に従事していたとする複数の同僚が、「Gの仕事をする者は、職業訓練所で6か月の訓練を受けた後、同社で2か月程度の実習を行った上で採用された者もいたが、そうではない者は、当時はなかなか正社員にしてもらえず、3か月から1年ぐらい試用期間があった者もいた。」と供述している。

また、上記の同僚のうち1名は、「試用期間中は、厚生年金保険には加入していないことを認識していた。」と供述している。

申立期間④について、申立人は、昭和 32 年 11 月末日までB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、複数の同僚に照会したものの、申立人が、当該期間においてB社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、B社は既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、申立期間③及び④に係る人事記録及び給与関係資料等を確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①から④までにおいて、事業主により給与

から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人のこれら申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 10 日から同年 11 月 27 日まで
② 昭和 33 年 7 月 9 日から同年 10 月 31 日まで
③ 昭和 34 年 5 月 22 日から同年 8 月 10 日まで
④ 昭和 37 年 1 月 25 日から同年 5 月 7 日まで
⑤ 昭和 38 年 2 月 1 日から同年 3 月 14 日まで
⑥ 昭和 38 年 8 月 10 日から 39 年 3 月 14 日まで
⑦ 昭和 44 年 1 月 24 日から同年 4 月 19 日まで
⑧ 昭和 45 年 2 月 24 日から同年 4 月 24 日まで
⑨ 昭和 47 年 1 月 25 日から同年 3 月 4 日まで
⑩ 昭和 50 年 5 月 13 日から 51 年 1 月 19 日まで
⑪ 昭和 53 年 11 月 29 日から 54 年 4 月 6 日まで
⑫ 昭和 55 年 3 月 30 日から同年 4 月 3 日まで
⑬ 昭和 56 年 2 月 24 日から同年 6 月 26 日まで
⑭ 昭和 58 年 3 月 29 日から同年 6 月 20 日まで
⑮ 昭和 59 年 5 月 15 日から 60 年 2 月 12 日まで

私は、昭和 31 年から 60 年まで A 社の船舶に乗船していたが、厚生労働省の記録によると、申立期間の船員保険の被保険者記録が無い。同社で一貫して勤務し、市から表彰状を授与されている。船員手帳は紛失してしまったが、乗船していたことに間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年から 60 年まで A 社の船舶に乗船していたと述べている。

しかし、申立人は、当時の船員手帳を所持していないことから、申立人が申立期間において、A社の船舶に乗船していた事実を確認することができない上、同社の元事業主は、「会社清算時に資料を破棄したため、乗船記録等の資料は保管していない。」としていることから、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除を確認できない。

また、A社において複数回船員保険の資格の得喪を繰り返している者が複数名確認できる上、同社の船員保険被保険者名簿により、申立人は申立期間⑥、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬、⑭及び⑮において被保険者資格喪失後に失業保険の受給手続を行い、申立期間④から⑮までの期間において資格喪失後に健康保険被扶養者証を返納していることが確認できる。

さらに、A社の船員保険被保険者名簿によると、同社において乗船したとする申立期間以外の14期間すべての資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致するとともに、ほかに被保険者期間があることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、A社の元取締役は、同社の船員を厚生年金保険に加入させることはなかったと供述しているところ、申立人及びオンライン記録において同社で船員保険に複数回加入していることが確認できる複数の同僚は、同社において厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

このほか、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、船員保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 10 年 4 月 30 日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成 7 年 9 月 1 日から 10 年 4 月 30 日までの期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より著しく低くなっている。申立期間当時の給与は月額 50 万円より下がったことはないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間前である平成 6 年 11 月の標準報酬月額は 59 万円 (30 等級) であったところ、7 年 9 月 1 日の随時改定は同年 10 月 6 日付けで 32 万円 (20 等級) に、8 年 10 月 1 日の随時改定は同年 10 月 16 日付けで 18 万円 (12 等級) にそれぞれ 5 等級以上引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人及び同僚の標準報酬月額については、通常月額変更届の中で減額されており、当該事務処理は、さかのぼって訂正しているなど、不自然かつ不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、A社は、商業登記上は存続しているものの、休眠状態であり、元事業主は、申立期間当時の賃金台帳を保管していない。

さらに、給与振込先であったとする金融機関の取引記録及び所得証明を照会しても保存期限を経過しているため、申立期間に係る給与支払額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

加えて、同僚に対する照会によっても申立期間当時の給与明細書等を保管している者は無く、申立人も給与明細書等を保管していないため、申立期間について、申立人が主張する給与支払額に見合った厚生年金保険料が

事業主により控除されていたことが確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和35年2月1日から40年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち昭和47年8月1日から同年11月15日までの期間及び51年7月26日から同年9月16日までの期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月1日から40年2月1日まで
② 昭和47年8月1日から同年11月15日まで
③ 昭和51年7月26日から同年9月16日まで

私は昭和35年2月1日にA社に入社し、40年6月20日まで勤務していた。厚生年金保険の被保険者記録では、35年2月1日から40年2月1日までの記録が無い。この期間は厚生年金保険の保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和47年3月9日から49年3月8日までB社に勤務していたが、その途中の期間(47年8月1日から同年11月15日まで)において、C社と二重勤務し、49年8月21日から51年9月16日までD社に勤務していたが、その途中の期間(51年7月26日から同年9月16日まで)において、E社と二重勤務したので、厚生年金保険の保険料の返還ないし期間の延長をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の在籍証明書、申立人の記憶及び同僚の証言から、申立人は当該期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和40年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、同僚は「私は昭和 35 年に入社したが、入社当時は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、元事業主の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同社が適用事業所となった昭和 40 年 2 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②及び③について、B 社と C 社が重複する昭和 47 年 8 月 1 日から同年 11 月 15 日までの期間及び D 社と E 社が重複する 51 年 7 月 26 日から同年 9 月 16 日までの期間は、オンライン記録、厚生年金保険の被保険者名簿及び雇用保険の記録が一致している上、在籍証明書からも二重勤務が確認できる。

しかし、申立人は、それぞれの事業所の重複している期間について、厚生年金保険料の返還又は期間の延長を認めてほしいと主張しているが、当該期間については、厚生年金保険法の規定どおり標準報酬月額額の合算は既に行われており、当該期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 1 日から 53 年 5 月 1 日まで
私は、申立期間において、A社でB業務等を行っていた。

昭和 51 年の暮れにA社の採用試験に合格したがいったん断り、再度 52 年 2 月に面接を受け直し、同年 3 月 1 日から入社することを条件に正社員として採用された経緯があり、次の会社への転職も同業者から誘われたためであったので退職日についても記憶に間違いはない。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得いかないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の上司、同僚及び転職先のD社の上司の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚は、A社においては厚生年金保険と雇用保険は一体的な取扱いであり、正社員であればいずれも加入していたと思うと供述しているところ、複数の同僚の同社における厚生年金保険と雇用保険との加入期間は一致しているが、申立人は、同社に係る雇用保険の記録が確認できない。

また、A社の複数の上司及び同僚は、申立人が勤務していたC事業部には、社員、契約社員、歩合制のフリーランサー等の雇用形態があり、このうち社員及び契約社員が厚生年金保険の加入対象であり、雇用形態によって加入していない者もいた旨を述べている。

さらに、上記の複数の上司及び同僚は申立人の雇用形態を記憶していない。

加えて、A社は、昭和 56 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所ではなく

なっているため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない上、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 30 日から 55 年 5 月 2 日まで
私は、申立期間において、A社に登録し、B所にC職として派遣されていた。
厚生年金保険の記録では、申立期間の年金記録が無いが、厚生年金保険に加入していたと思うので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が、申立期間においてA社に登録し、C職としてB所等に派遣されていたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていたという記録は見当たらない。

また、申立人と同様に、A社に登録し、B所等にC職として派遣されていた同僚は、「A社は、個人営業であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、A社に登録していた複数の同僚に、登録期間中に加入していた年金制度について聴取したところ、「国民年金に加入していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月から 6 年 2 月 1 日まで
オンライン記録によると、A社（現在は、B社）で勤務していた期間の一部の記録が無い。平成 2 年 8 月から 8 年 2 月まで勤務したが、6 年 2 月から厚生年金保険に加入したことになる。当時のことを証明する資料は何も残っていないが、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の履歴書及び同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の事業主は、「申立人は、C市に引っ越ししてきたばかりだったので、D職としての仕事ぶりを見て臨時期間を長くする条件をつけて採用した。」と供述している。

また、B社の事業主は、「厚生年金保険の加入は自己申告制としており、従業員から加入の希望があった場合に加入させていた。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚は、「担当取引先との契約の都度、給与額が変更となり、その際、厚生年金保険に加入するかどうか選択できるということを、入社時に説明された。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、上記の同僚は、A社に入社してから約 3 年後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 30 日から同年 9 月 1 日まで
私は、昭和 22 年 3 月 15 日から 27 年 10 月 31 日に退職するまで、A 社に勤務していた。オンライン記録では、同社本社から同社 B 事業所へ転勤となった 24 年 4 月 30 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。A 社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の記憶から、申立人が、申立期間において A 社 B 事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社 B 事業所は、昭和 25 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、昭和 24 年 3 月に A 社 B 事業所に入社したとする同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当該事業所の新規適用日である 25 年 9 月 1 日となっている上、この同僚は、「A 社 B 事業所が厚生年金保険に加入するまでは、従業員は皆、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立人と同様、A 社本社から同社 B 事業所へ転勤となった同僚 3 名及び同社 B 事業所の事業主も、申立人より先に同社本社から同社 B 事業所へ転勤しているが、同社本社での資格喪失後、同社 B 事業所が厚生年金保険の適用事業所になるまで厚生年金保険の被保険者記録は無いことが確認できる。

加えて、A 社 B 事業所の事業主及び同社 B 事業所において社会保険の事

務を担当していたとされる同僚は連絡先が不明又は死亡のため、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4109 (事案 462 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 26 日から 37 年 1 月 26 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に昭和 36 年 6 月 26 日から 40 年 4 月 3 日まで継続して勤務していたが、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。今回、新たに同社に勤務していたことを知る同僚の名前が分かったので、調査の上、これら申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことは推認できるものの、給与から厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、申立人は、新たに、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことを知る人物として、同社に勤務する直前まで勤務していた職場の同僚の名前を挙げたが、当該同僚は既に死亡しており、証言を得ることができなかった。

申立期間②について、申立人は、当該期間において、A社の厚生年金保険被保険者として継続して勤務していた旨を主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、改めて、A社における複数の同僚に聴取したが、申立人が申立期

間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる証言は得られなかった。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 10 月ごろから 28 年 10 月ごろまで
② 昭和 30 年 4 月ごろから 32 年 9 月ごろまで

私は、中学校を卒業後、昭和 27 年 4 月から定時制の高校に入学し、中学校の勧めで同年 10 月ごろ、A社に正社員として入社し、1年程度勤務した。その後、30年4月ごろ、B社に入社した。同社では父と共に勤務した記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 27 年 4 月から定時制の高校に入学し、中学校の勧めで同年 10 月ごろからA社に正社員として入社し、1年程度勤務したと主張している。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認したが、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

また、当該期間直後に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚から「私は中学を卒業後、すぐにA社に入社したが、当初、全員が6か月間のC職で雇用する旨の説明を受けた。その期間は厚生年金保険に加入していない。」との供述を得ており、同社は入社から一定期間において厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行っていた状況がうかがわれる。

申立期間②については、申立人は、B社には父親と共に勤務した記憶があると述べているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にお

いて、当該期間に被保険者資格を有していたことが確認できる同僚の中に申立人を記憶する者は確認できないことから厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、申立人が共に勤務したとする父親は、B社において、昭和 32 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得しており、当該期間は被保険者となっていない上、既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができない。

さらに、B社は昭和 31 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち、同社に入社したとする 30 年 4 月ごろから 31 年 9 月 1 日までは当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 24 日から平成 4 年 2 月 21 日まで
私は、昭和 62 年 9 月 24 日から平成 4 年 2 月 20 日まで、A社に勤務していたが、同社に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が申立てに係る事業所の直後に勤務したB社が保管する履歴書及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主から「申立人は公共職業安定所の紹介で当社に来たが、正社員として就職するか申立人の意志がはっきりしなかったため、正社員としてではなく、アルバイトとして採用した。また、申立人はアルバイトだったので厚生年金保険には加入させなかった。」との回答を得ている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、申立人が入社したとする昭和 62 年 9 月 24 日に資格を取得した者は確認できない上、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 3 日から 35 年 10 月 1 日まで
私は、昭和33年9月から36年9月までA社に勤務していたが、入社した33年9月から35年9月まで厚生年金保険被保険者期間が空白となっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

学校を卒業後の昭和33年4月にA社に入社したとする同僚は、申立人が半年ぐらい遅れて入社してきたのを覚えていると証言していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、「当時、A社には試用期間があり、最初の1年6か月ぐらいは厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述している。

また、申立期間当時、A社の従業員であり、その後同社の事業主となった者は、「従業員が待遇の良い会社へ転職してしまうなど定着が悪く、勤務状態を見ながら厚生年金保険に加入させていた。私自身も入社後すぐに厚生年金保険に加入させてもらえず、加入したのは4年後だった。」としていることから、当時、同社においては、入社後一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、また、A社は平成13年7月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も資料は残っていないとしていることから、社会保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から27年10月まで
② 昭和29年から34年10月まで

私は、昭和25年4月から27年10月まで、A社にD職として継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていない。また、29年から34年10月まで、B社においてD職として継続して勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の被保険者となっていない。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の創業当時勤務していたとする取締役は、「期間を特定することができないが、申立人を知っている。」と回答しており、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和28年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の当時の事業主、前述の取締役及び同社の新規適用日以前から勤務していたとする複数の同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年9月1日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料の控除の有無について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚については、連絡先が不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について供述

を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、B社において勤務することになった経緯を記憶している。

しかし、オンライン記録には、B社は適用事業所としての記録が無く、同社に係る商業登記の記録も無い。

また、申立人の夫は、「B社は既に無く、当時の事業主は亡くなっている。」と供述している上、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人の夫は、「B社は、C市役所のEに所属していた。」と供述しているところ、同市役所は、「Eは現在もあるが、場所の提供をしているだけであり、その所属する会社について詳しく分かる訳ではない。また、B社に関する資料も無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から36年1月27日まで
平成22年1月付けで送付された被保険者記録照会回答票に、申立期間については脱退手当金として支給済みであるということが記載されていた。

しかし、私が脱退手当金制度について知ったのは60歳を過ぎてからであり、当時は制度について全く知らなかったため自分で手続をするということは考えられない。また、会社からもそんな話は聞いたことも無いので、調査し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日が記載されているページとその後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年1月27日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている20名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、17名において脱退手当金の支給記録が確認でき、かつ全員が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月中旬ごろから同年11月1日まで
私は、昭和28年3月中旬ごろに高校の担任の紹介で、クラスメイト7名と共にB区にあったA社に就職した。厚生年金保険の加入記録をみると、同年3月中旬ごろから同年11月1日までの期間が空白となっている。申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の述べている内容から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和28年3月中旬ごろから同年9月1日までの期間について、A社は同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については、同社は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間のうち昭和28年9月1日から同年11月1日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人及び申立人が名前を挙げた複数の同僚とも被保険者資格取得日は、同年11月1日となっているところ、同僚は、当該期間の保険料控除については覚えていない旨を述べている。

さらに、事業主は、既に亡くなっていることから、申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人の厚生年金保険記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の資格取得日は昭和28年11月1日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 15 日から同年 8 月 15 日まで
私は、A社に入社し、同社B工場及びC工場において、昭和 20 年 8 月 14 日までD職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格を同年 4 月 15 日に喪失しているので、調査の上、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場及び同社C工場で終戦まで働いた旨を申し立てている。

しかしながら、申立人が申立期間当時の上司及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人と同時期にA社B工場において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる複数の被保険者から聞き取りを行ったものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人の申立期間の勤務を確認することはできない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含め複数の被保険者に係る資格喪失日欄が空欄となっており、事業所に係る摘要欄には、「20. 4. 15 戦災ノタメ全喪」と記載されていることから、同社B工場は、昭和 20 年 4 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたことが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、同社B工場での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年 4 月 15 日と記載されており、これは、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、A社に勤務した期間のうち、後半の1年ぐらいは、同社C工場に勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録にお

いて、同社C工場については、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

加えて、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月ごろから 48 年 6 月ごろまで
私は、申立期間中、A社に勤務していた。それにもかかわらず、その期間すべての厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に係る詳細な記憶及びA社の元事業主の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は、「申立期間において、同社に勤務していた人数は、多い時期でも社長を含め4名であった。」旨の供述をしていることから、同社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがわれる。

また、A社の元事業主は、「昭和 46 年当時、従業員の入社時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかった。同年 5 月ごろに会社を設立したが、業績が伸びず、社会保険に加入する間もなく解散するに至ったためである。」と証言している。

さらに、申立人が同僚として記憶していた者2名のうち、連絡先が特定できた1名に対して照会したところ、その同僚は、「私がA社に勤務していたのは、昭和 46 年 5 月ごろから1年以内の期間であり、その期間中に給与から厚生年金保険料を控除されたかどうかについては不明である。」としている。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月から37年3月23日まで

私は、A社に昭和34年9月から39年8月19日まで勤務していたが、臨時職員のC職として働いていた34年9月から37年2月までの厚生年金保険の加入記録が欠落しているので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及びD団体の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得台帳によれば、申立人の厚生年金保険の資格取得日は、昭和37年3月23日であることが確認でき、同社の人事担当者は、「申立期間当時、正社員は厚生年金保険に加入したが、臨時職員は厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、A社の元同僚は、「自分も臨時職員の期間は、厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和37年3月23日とされている上、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

加えて、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険記号番号は昭和37年4月17日に当該事業所で払い出されているとともに、申立人の資格取得日は同年3月23日であることが確認できる。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 16 日から同年 12 月 1 日まで
私は、昭和 38 年 10 月 15 日までA社で勤務し、翌日B社（現在は、C社）に入社した。申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及びD社の保管する従業員名簿から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、B社は昭和 38 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人を含む 10 名がA社からB社に移籍しているが、オンライン記録では全員が申立期間において厚生年金保険の被保険者となっておらず、当該同僚に照会したものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持している者はいない。

さらに、申立期間当時の経理担当者は、「B社発足当初は、総務関係の人員が不在で、厚生年金保険の手続が遅れたと思う。」と証言している。

加えて、C社に照会したが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間の保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。